

# 那霸市公報

第1895号

毎月2回 1, 15日発行  
発行所  
那霸市泉崎1丁目1番1号  
那霸市総務部総務課

## 目 次

### ◇条 例◇

- 那霸市手数料条例の一部を改正する条例（資産税課） ..... 1345  
○那霸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（情報政策課・保健総務課・健康増進課） ..... 1347

### ◇規 則◇

- 那霸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（情報政策課・保健総務課・健康増進課） ..... 1374

### ◇告 示◇

- 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課） ..... 1384  
○建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課） ..... 1385  
○令和6年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局企画経営課） ..... 1386  
○那霸市国際親善名誉市民の顕彰について（秘書広報課） ..... 1387  
○令和6年度那霸市一般会計歳入歳出決算書及び令和6年度那霸市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の審査意見（財政課） ..... 1388  
○令和6年度那霸市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書（財政課） ..... 1399  
○令和6年度那霸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（ちやーがんじゅう課） ..... 1403  
○令和6年度那霸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課・健康増進課） ..... 1409

○令和 6 年度那霸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書 (国民健康保険課)	1415
○令和 6 年度那霸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書 (子育て応援課) .....	1419
○令和 6 年度那霸市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書 (まちなみ整備課) .....	1423
○令和 6 年度那霸市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書 (まちなみ整備課) .....	1427
○令和 7 年度那霸市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (上下水道局企画経営課) .....	1431
○令和 6 年度那霸市水道事業会計決算 (上下水道局企画経営課) .....	1432
○令和 6 年度那霸市下水道事業会計決算 (上下水道局企画経営課) .....	1442

## ◇公 告◇

○公告の訂正について (管財課) .....	1451
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) .....	1452
○令和 8 年度那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格審査申請 (追加申請) について (管財課) .....	1453

## ◇上下水道局告示◇

○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について .....	1455
○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について .....	1456

条 例

那霸市条例第41号

令和7年10月9日

公 布 濟

那霸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]

備考

- 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

## 付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

## [改正前 別記]

## 別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1~7 [略]

8 その他の事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)~(6)	[略]		
(7)	介護保険料又は介護給付に関する証明		[略]
(8)	[略]		

## [改正後 別記]

## 別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1~7 [略]

8 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)~(6)	[略]		
(7)	固定資産に関する名寄帳の写しの交付		1件につき300円
(8)	介護保険料又は介護給付に関する証明		[略]
(9)	[略]		

那霸市条例第42号  
令和7年10月9日  
公 布 濟

那霸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和5年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人番号の利用) 第3条 法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 (1) [略] (2) <u>市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務</u> (3) [略] 2 <u>市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するため必要な限度で、同表の左欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u> ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 [略] 4 前2項の規定により <u>市長が特定個人情報(利用特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	(個人番号の利用) 第3条 [略] (1) [略] (2) <u>別表第2の第2欄に掲げる機関が処理する同表の第3欄に掲げる事務</u> (3) [略] 2 <u>別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するため必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u> ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 [略] 4 前2項の規定により <u>別表第2の第2欄に掲げる機関が特定個人情報(利用特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
- 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### [改正前 別記]

##### 別表第1(第3条関係)

号	機関	事務
(1)～(6)	[略]	
(7)	[略]	特別支援教育就学奨励費(小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費をいう。 <u>別表第3(4)の号において同じ。</u> )に関する事務であって規則で定めるもの
(8)	[略]	就学援助(学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する必要な援助をいう。 <u>別表第3(5)の号において同じ。</u> )に関する事務であって規則で定めるもの

#### [改正後 別記]

##### 別表第1(第3条関係)

号	機関	事務
(1)～(6)	[略]	
(7)	市長	行政措置予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第1項の予防接種(同法の規定により実施するものを除く。)をいう。)に関する事務であって規則で定めるもの
(8)	市長	住登外者宛名番号管理機能(本市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(本市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を登録し、特定する固有の番号を付番し、及び管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
(9)	[略]	特別支援教育就学奨励費(小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費をいう。 <u>以下同じ。</u> )に関する事務であって規則で定めるもの

(10)	[略]	就学援助(学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する必要な援助をいう。以下同じ。)に関する事務であって規則で定めるもの
(11)	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条各号に規定する事項をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 医療保険給付関係情報(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>エ 特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>オ 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>キ 障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害</p>

		児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(2)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(3)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(4)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(5)	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(6)	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であつ	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報

	て規則で定めるもの	ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) シ 自立支援給付関係情報
(8)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(9)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報をいう。以下同じ。) カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報(難病の患者に対する

		<p>医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報</p> <p>コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報</p> <p>サ 医療費助成関係情報(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例による医療費等の助成、那覇市こども医療費助成条例による医療費の助成又は那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報(那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する情報をいう。以下同じ。)</p>
(10)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報</p> <p>イ 医療保険給付関係情報</p> <p>ウ 生活保護関係情報</p> <p>エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>オ 障がい者関係情報</p> <p>カ 外国人保護関係情報</p> <p>キ 介護保険給付等関係情報</p>
(11)	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報</p> <p>イ 地方税関係情報</p> <p>ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>エ 障がい者関係情報</p> <p>オ 外国人保護関係情報</p>
(12)	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(13)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報</p> <p>イ 地方税関係情報</p> <p>ウ 生活保護関係情報</p> <p>エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>オ 障がい者関係情報</p> <p>カ 外国人保護関係情報</p> <p>キ 介護保険給付等関係情報</p> <p>ク 国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者の資格に関する情報</p>

		ケ 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳に関する情報
(14)	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(15)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報 シ 自立支援給付関係情報
(16)	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(17)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 難病患者特定医療費関係情報 エ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
(18)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(19)	戦没者等の妻に対する	住民関係情報であって規則で定めるもの

	特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(20)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 介護保険給付等関係情報
(21)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 児童扶養手当関係情報
(22)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(23)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(25)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 医療費助成関係情報
(26)	戦没者等の遺族に対する	住民関係情報であって規則で定めるもの

	る特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(27)	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(28)	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(29)	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(30)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 国民年金法による被保険者の資格に関する情報
(31)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 介護保険給付等関係情報

(32)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報      イ 生活保護関係情報      ウ 障がい者関係情報      エ 外国人保護関係情報      オ 公営住宅等の管理等に関する情報      カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報      キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報      ク 難病患者特定医療費関係情報      ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報      コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報      サ 医療費助成関係情報      シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報</p>
(33)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報      イ 医療保険給付関係情報      ウ 地方税関係情報      エ 生活保護関係情報      オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      カ 障がい者関係情報      キ 外国人保護関係情報      ク 国民年金法による被保険者の資格に関する情報</p>
(34)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報      イ 医療保険給付関係情報      ウ 生活保護関係情報      エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      オ 外国人保護関係情報</p>
(35)	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報      イ 医療保険給付関係情報      ウ 地方税関係情報      エ 生活保護関係情報      オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      カ 外国人保護関係情報</p>
(36)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報</p>

	関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報
(37)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報
(38)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 児童扶養手当関係情報 ケ 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 コ 自立支援給付関係情報
(39)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報

(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び特定個人番号利用事務(法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係るものに限る。)を処理するための利用特定個人情報</p> <p>ア 住民関係情報      イ 生活保護関係情報      ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      エ 障がい者関係情報      オ 公営住宅等の管理等に関する情報      カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報      キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報      ク 難病患者特定医療費関係情報      ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報      コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報      サ 医療費助成関係情報      シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報</p>
(41)	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報      イ 医療保険給付関係情報      ウ 地方税関係情報      エ 特別児童扶養手当関係情報      オ 生活保護関係情報      カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      キ 障がい者関係情報      ク 外国人保護関係情報      ケ 介護保険給付等関係情報      コ 自立支援給付関係情報      サ 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報      シ 医療費助成関係情報</p>
(42)	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報      イ 地方税関係情報      ウ 生活保護関係情報      エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      オ 障がい者関係情報      カ 外国人保護関係情報</p>
(43)	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報      イ 地方税関係情報      ウ 生活保護関係情報      エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p>

	で定めるもの	才 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報
(44)	那覇市こども医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 自立支援給付関係情報 ケ 医療費助成関係情報
(45)	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報 コ 医療費助成関係情報

## [改正後 別記]

## 別表第2(第3条関係)

号	機関	事務	特定個人情報
(1)	市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条各号に規定する事項をいう。以下同じ。) イ 医療保険給付関係情報(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ 地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律

		<p>第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>エ 特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>オ 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>キ 障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報</p> <p>ケ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p>
(2)	市長	<p>児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報</p> <p>イ 地方税関係情報</p> <p>ウ 特別児童扶養手当関係情報</p> <p>エ 児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>オ 住登外者宛名情報(住登外者宛名番号管</p>

			理機能による住登外者情報の管理に関する情報をいう。以下同じ。)
(3)	市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。) コ 住登外者宛名情報
(4)	市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 住登外者宛名情報
(5)	市長	予防接種法第2条第1項の予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報 カ 住登外者宛名情報
(6)	市長	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 住登外者宛名情報
(7)	市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報

		の	才 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) シ 自立支援給付関係情報 ス 住登外者宛名情報
(8)	市長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 住登外者宛名情報
(9)	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報をいう。以下同じ。) カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報をいう。以下同じ。) ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産

			<p>の実施に関する情報</p> <p>サ 医療費助成関係情報(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例による医療費等の助成、那覇市こども医療費助成条例による医療費の助成又は那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報(那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する情報をいう。以下同じ。)</p> <p>ス 住登外者宛名情報</p>
(10)	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報</p> <p>イ 医療保険給付関係情報</p> <p>ウ 生活保護関係情報</p> <p>エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>オ 障がい者関係情報</p> <p>カ 外国人保護関係情報</p> <p>キ 介護保険給付等関係情報</p> <p>ク 住登外者宛名情報</p>
(11)	市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報</p> <p>イ 地方税関係情報</p> <p>ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>エ 障がい者関係情報</p> <p>オ 外国人保護関係情報</p>
(12)	市長	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(13)	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報</p> <p>イ 地方税関係情報</p> <p>ウ 生活保護関係情報</p> <p>エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>オ 障がい者関係情報</p> <p>カ 外国人保護関係情報</p> <p>キ 介護保険給付等関係情報</p> <p>ク 国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者の資格に関する情報</p> <p>ケ 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳に関する情報</p>

			コ 住登外者宛名情報
(14)	市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 住登外者宛名情報
(15)	市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報 シ 自立支援給付関係情報 ス 住登外者宛名情報
(16)	市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(17)	市長	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 難病患者特定医療費関係情報 エ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報 オ 住登外者宛名情報
(18)	市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報

			エ 外国人保護関係情報 オ 住登外者宛名情報
(19)	市長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(20)	市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 介護保険給付等関係情報 カ 住登外者宛名情報
(21)	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 児童扶養手当関係情報
(22)	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(23)	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(24)	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 住登外者宛名情報
(25)	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 医療費助成関係情報

		規則で定めるもの	カ 住登外者宛名情報
(26)	市長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 住登外者宛名情報
(27)	市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健診、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 外国人保護関係情報 エ 住登外者宛名情報
(28)	市長	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(29)	市長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(30)	市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 国民年金法による被保険者の資格に関する情報 エ 住登外者宛名情報
(31)	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 介護保険給付等関係情報 ケ 住登外者宛名情報
(32)	市長	中国残留邦人等の円滑な帰	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

		国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報 ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報 シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(33)	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 国民年金法による被保険者の資格に関する情報 ケ 住登外者宛名情報
(34)	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 住登外者宛名情報
(35)	市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報

			キ 住登外者宛名情報
(36)	市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報 カ 住登外者宛名情報
(37)	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報 シ 住登外者宛名情報
(38)	市長	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 カ 住登外者宛名情報
(39)	市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 児童扶養手当関係情報 ケ 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 コ 自立支援給付関係情報 サ 住登外者宛名情報
(40)	市長	難病の患者に対する医療等	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

		に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>ア 住民関係情報      イ 医療保険給付関係情報      ウ 地方税関係情報      エ 特別児童扶養手当関係情報      オ 生活保護関係情報      カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      キ 障がい者関係情報      ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報      ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報      コ 外国人保護関係情報</p>
(41)	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び特定個人番号利用事務(法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係るものに限る。)を処理するための利用特定個人情報</p> <p>ア 住民関係情報      イ 生活保護関係情報      ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      エ 障がい者関係情報      オ 公営住宅等の管理等に関する情報      カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報      キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報      ク 難病患者特定医療費関係情報      ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報      コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報      サ 医療費助成関係情報      シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報      ス 住登外者宛名情報</p>
(42)	市長	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの</p> <p>ア 住民関係情報      イ 医療保険給付関係情報      ウ 地方税関係情報      エ 特別児童扶養手当関係情報      オ 生活保護関係情報      カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      キ 障がい者関係情報      ク 外国人保護関係情報</p>

			<p>ケ 介護保険給付等関係情報      コ 自立支援給付関係情報      サ 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報      シ 医療費助成関係情報      ス 住登外者宛名情報</p>
(43)	市長	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの      ア 住民関係情報      イ 地方税関係情報      ウ 生活保護関係情報      エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      オ 障がい者関係情報      カ 外国人保護関係情報      キ 住登外者宛名情報</p>
(44)	市長	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの      ア 住民関係情報      イ 地方税関係情報      ウ 生活保護関係情報      エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      オ 障がい者関係情報      カ 外国人保護関係情報      キ 住登外者宛名情報</p>
(45)	市長	那覇市こども医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの      ア 住民関係情報      イ 医療保険給付関係情報      ウ 地方税関係情報      エ 生活保護関係情報      オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      カ 障がい者関係情報      キ 外国人保護関係情報      ク 自立支援給付関係情報      ケ 医療費助成関係情報      コ 住登外者宛名情報</p>
(46)	市長	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>次に掲げる情報であって規則で定めるもの      ア 住民関係情報      イ 医療保険給付関係情報      ウ 地方税関係情報      エ 児童扶養手当関係情報      オ 生活保護関係情報      カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報      キ 障がい者関係情報      ク 外国人保護関係情報      ケ 自立支援給付関係情報</p>

			ヨ 医療費助成関係情報 サ 住登外者宛名情報
(47)	市長	別表第1(8)の号の右欄に規定する事務	(2)の号から(10)の号まで、(13)の号から(15)の号まで、(18)の号、(20)の号、(24)の号、(25)の号、(27)の号、(30)の号、(31)の号、(33)の号から(39)の号まで及び(41)の号から前号までの第3欄に規定する事務を処理するために必要な限度で利用することができることとされている特定個人情報
(48)	教育委員会	特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(49)	教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(50)	教育委員会	別表第1(11)の号の右欄に規定する事務	前2号の第3欄に規定する事務を処理するために必要な限度で利用することができることとされている特定個人情報

## [改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)～(2) [略]				
(3)	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	
(4)～(5) [略]				

## [改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(1)～(2) [略]				
(3)	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
(4)～(6) [略]				
(7)	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	務であつて規則で定めるもの		
--	---------------	--	--

**規則**

那霸市規則第37号

令和7年10月9日

公 布 済

那霸市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年那覇市規則第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(26) [略]	(定義) 第2条 [略] (1)～(26) [略] <u>(27) 住登外者情報 住登外者に係る氏名、生年月日、性別及び住所に関する情報をいう。</u>
(条例別表第2の規則で定めるもの) 第4条 条例別表第2各号の <u>中欄</u> の規則で定めるものは、別表第2の第1欄に掲げる条例別表第2の号の区分に応じ、それぞれ別表第2の第2欄に掲げる事務とする。 2 条例別表第2各号の <u>左欄</u> の規則で定めるものは、別表第2の第1欄の <u>号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に</u> 関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報(条例第3条第3項の規定により利用する利用特定個人情報を除く。)とする。	(条例別表第2の規則で定めるもの) 第4条 条例別表第2各号の <u>第3欄</u> の規則で定めるものは、別表第2の第1欄に掲げる条例別表第2の号の区分に応じ、それぞれ別表第2の第2欄に掲げる事務とする。 2 条例別表第2各号の <u>第4欄</u> の規則で定めるものは、別表第2の第1欄に掲げる条例別表第2の号ごとに別表第2の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報(条例第3条第3項の規定により利用する利用特定個人情報を除く。)とする。
(条例別表第3の規則で定めるもの) 第5条 [略] 2 条例別表第3各号の第5欄の規則で定めるものは、別表第3の第1欄の <u>号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に</u> 関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報とする。	(条例別表第3の規則で定めるもの) 第5条 [略] 2 条例別表第3各号の第5欄の規則で定めるものは、別表第3の第1欄に掲げる条例別表第3の号ごとに別表第3の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報とする。
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]

[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## [改正前 別記]

## 別表第1(第3条関係)

条例別表第1の号	事務
(1)～(6) [略]	
(7)	特別支援教育就学奨励費の申請に係る事実の審査、その申請に対する応答又は支給に関する事務
(8)	[略]

## [改正後 別記]

## 別表第1(第3条関係)

条例別表第1の号	事務
(1)～(6) [略]	
(7)	行政措置予防接種に関する事務であって法別表の14の項の主務省令で定める事務に相当する事務
(8)	住登外者情報の登録、付番及び管理に関する事務
(9)	特別支援教育就学奨励費の申請に係る事実の審査、その申請に対する応答又は支給に関する事務
(10)	[略]
(11)	住登外者情報の登録、付番及び管理に関する事務

## [改正前 別記]

## 別表第2(第4条関係)

条例別表 第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
(1) [略]			
(2)	[略]	[略]	

		児童扶養手当関係情報	[略]
(3)	[略]	[略] 自立支援給付関係情報	[略]
(4)	[略]	[略] 外国人保護関係情報	[略]
(5)	法別表の14の 項の主務省令 で定める事務 (予防接種関 係)	[略] 外国人保護関係情報	[略]
(6)	[略]	[略] 外国人保護関係情報	[略]
(7)	[略]	[略] 自立支援給付関係情報	[略]
(8)	[略]	住民関係情報	[略]
(9)	[略]	[略] 小児慢性特定疾病用具給付関 係情報	[略]
(10)	[略]	[略] 介護保険給付等関係情報	[略]
(11)～(12)	[略]		
(13)	[略]	[略] 母子保健法(昭和40年法律第 141号)による母子健康手帳に 関する情報	[略]
(14)	[略]	[略] 外国人保護関係情報	[略]
(15)	[略]	[略] 自立支援給付関係情報	[略]
(16)	[略]		
(17)	[略]	[略] 児童福祉法による小児慢性特 定疾病医療費の支給に関する 情報	[略]
(18)	[略]	[略] 外国人保護関係情報	[略]
(19)	[略]		
(20)	[略]	[略] 介護保険給付等関係情報	[略]
(21)～(23)	[略]		
(24)	[略]	[略] 外国人保護関係情報	[略]
(25)	[略]	[略]	

		医療費助成関係情報	[略]
(26)	[略]	住民関係情報	[略]
(27)	[略]	[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
(28)～(29) [略]			
(30)	[略]	[略]	
		国民年金法による被保険者の資格に関する情報	[略]
(31)	[略]	[略]	
		介護保険給付等関係情報	[略]
(32)	[略]		
(33)	[略]	[略]	
		国民年金法による被保険者の資格に関する情報	[略]
(34)	[略]	[略]	
		医療保険給付関係情報	[略]
		生活保護関係情報	[略]
		[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
(35)	[略]	[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
(36)	[略]	[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
(37)	[略]	[略]	
		介護保険給付等関係情報	[略]
(38)	法別表の127の項の主務省令で定める事務(子どものための教育・保育給付等関係)	[略] 自立支援給付関係情報	[略]
(39)	[略]		
(40)	[略]	[略]	
		小児慢性特定疾病用具給付関係情報	[略]
(41)	[略]	[略]	
		医療費助成関係情報	[略]
(42)	[略]	[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
(43)	[略]	[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
(44)	[略]	[略]	

		医療費助成関係情報	[略]
(45)	[略]	[略]	
		医療費助成関係情報	[略]

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

条例別 表 第 2 の号	事務	情報の区分	特定個人情報
(1) [略]			
(2)	[略]	[略] 児童扶養手当関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(3)	[略]	[略] 自立支援給付関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(4)	[略]	[略] 外国人保護関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(5)	法別表の14の 項の主務省令 で定める事務 及び別表第 1(7)の号に掲 げる事務(予 防接種関係)	[略] 外国人保護関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(6)	[略]	[略] 外国人保護関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(7)	[略]	[略] 自立支援給付関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(8)	[略]	住民関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(9)	[略]	[略] 小児慢性特定疾病用具給付関 係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(10)	[略]	[略] 介護保険給付等関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(11)～(12)	[略]		
(13)	[略]	[略]	

		母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳に関する情報	[略]
		住登外者宛名情報	住登外者情報
(14)	[略]	[略] 外国人保護関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(15)	[略]	[略] 自立支援給付関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(16)	[略]		
(17)	[略]	[略] 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(18)	[略]	[略] 外国人保護関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(19)	[略]		
(20)	[略]	[略] 介護保険給付等関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(21)～(23)	[略]		
(24)	[略]	[略] 外国人保護関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(25)	[略]	[略] 医療費助成関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(26)	[略]	住民関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(27)	[略]	[略] 外国人保護関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(28)～(29)	[略]		
(30)	[略]	[略] 国民年金法による被保険者の資格に関する情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報
(31)	[略]	[略] 介護保険給付等関係情報 住登外者宛名情報	[略] 住登外者情報

(32) [略]		
(33)	[略]	[略]
		国民年金法による被保険者の資格に関する情報
		<u>住登外者宛名情報</u>
		<u>住登外者情報</u>
(34)	[略]	[略]
		医療保険給付関係情報
		<u>地方税関係情報</u>
		<u>市民税情報</u>
		生活保護関係情報
		[略]
		外国人保護関係情報
		<u>住登外者宛名情報</u>
		<u>住登外者情報</u>
(35)	[略]	[略]
		外国人保護関係情報
		<u>住登外者宛名情報</u>
		<u>住登外者情報</u>
(36)	[略]	[略]
		外国人保護関係情報
		<u>住登外者宛名情報</u>
		<u>住登外者情報</u>
(37)	[略]	[略]
		介護保険給付等関係情報
		<u>住登外者宛名情報</u>
		<u>住登外者情報</u>
(38)	法別表の126 の項の主務省 令で定める事 務(予防接種 関係)	住民関係情報
		<u>住民基本情報</u>
		障がい者関係情報
		<u>障がい者情報</u>
		住登外者宛名情報
		<u>住登外者情報</u>
(39)	法別表の127 の項の主務省 令で定める事 務(子どもの ための教育・ 保育給付等関 係)	[略]
		自立支援給付関係情報
		<u>住登外者宛名情報</u>
		<u>住登外者情報</u>
(40)	[略]	
(41)	[略]	[略]
		小児慢性特定疾病用具給付関 係情報
		<u>住登外者宛名情報</u>
		<u>住登外者情報</u>
(42)	[略]	[略]
		医療費助成関係情報
		<u>住登外者宛名情報</u>
		<u>住登外者情報</u>
(43)	[略]	[略]
		外国人保護関係情報
		[略]

		住登外者宛名情報	住登外者情報
(44)	[略]	[略]	
		外国人保護関係情報	[略]
		住登外者宛名情報	住登外者情報
(45)	[略]	[略]	
		医療費助成関係情報	[略]
		住登外者宛名情報	住登外者情報
(46)	[略]	[略]	
		医療費助成関係情報	[略]
		住登外者宛名情報	住登外者情報
(48)	別表第1(9)の号に掲げる事務(特別支援教育就学奨励費関係)	住登外者宛名情報	教育委員会で管理する住登外者情報
(49)	別表第1(10)の号に掲げる事務(就学援助関係)	住登外者宛名情報	教育委員会で管理する住登外者情報

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

条例別表第3の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第3の右欄において掲げる情報	特定個人情報
(1)～(2)	[略]		
(3)	法別表の40の項の主務省令で定める事務(学校保健安全法による医療費援助関係)	[略]	
(4)	別表第1(7)の号に掲げる事務(特別支援教育就学奨励費関係)	[略]	
(5)	別表第1(8)の号に掲げる事務(就学援助関係)	[略]	

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

条例別表第3の号	事務	情報の区分	特定個人情報
(1)～(2)	[略]		
(3)	別表第1(8)の号に掲げる事務(住登外者宛名関係)	住登外者宛名情報	住登外者情報
(4)	法別表の40の項の主務省令で定める事務(学校保健安全法による医療費援助関係)	[略]	

(5)	<u>別表第1(9)の号に掲げる事務</u> (特別支援教育就学奨励費関係)	[略]
(6)	<u>別表第1(10)の号に掲げる事務</u> (就学援助関係)	[略]
(7)	<u>別表第1(11)の号に掲げる事務</u> (住登外者宛名関係)	<u>住登外者宛名情報</u> <u>住登外者情報</u>

---

---

告示

---

---

那覇市告示第332号  
令和7年10月10日  
掲示済

令和6年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

令和6年度決算に基づく健全化判断比率 (単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.1	46.5

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考)

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

(注) 早期健全化基準: 4指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となつた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

(注) 財政再生基準: 将来負担比率を除く3指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となつた場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第349号  
令和7年10月17日  
掲示済

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 指定番号: 第4号
- 2 指定道路の種類: 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定年月日: 令和7年10月17日
- 4 指定道路の位置: 那覇市古波蔵1丁目132番1
- 5 指定道路の幅員: 4.0、5.0m
- 6 指定道路の延長: 27.27m

那霸市告示第350号  
令和7年10月20日  
掲示済

令和6年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那霸市長 知念 覚

令和6年度決算に基づく資金不足比率 (単位 : %)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那霸市水道事業会計	—	20.0
那霸市下水道事業会計	—	

(備考) 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

那覇市告示第351号  
令和7年10月20日  
掲示済

那覇市国際親善名誉市民の顕彰について

那覇市名誉市民条例第8条第2項において準用する第3条の規定に基づき、次の者を那覇市国際親善名誉市民として顕彰したので、ここに同条例4条の規定により公示する。

那覇市長 知念 覚

登録番号15号

氏名 トミー・ウォーターズ  
現住所 アメリカ合衆国 ハワイ州ホノルル市  
事績 ホノルル市議会議長として那覇、ホノルル両市の友好親善促進に尽力した。

那覇市告示第363号  
令和7年11月4日

令和7年(2025年)9月那覇市議会定例会で認定された令和6年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

## 令和6年度 那霸市一般会計歳入歳出決算書

歳入		項	予算額	現額	調定期額	収入額	済額	不納額	損額	収入額	未済額	予算現額と収入額との比較
1	市税		55,944,711,000	56,961,932,751	56,196,752,352	84,970,104	79,888,647					△252,041,352
1	市民税		20,612,024,000	21,251,013,615	20,799,445,348	66,237,171	509,168,272					△177,421,348
2	固定資産税		28,044,349,000	28,365,205,565	28,105,318,297	13,434,228	252,067,226					△60,969,287
3	軽自動車税		902,406,000	945,539,237	901,757,583	5,298,705	38,653,149					648,417
4	市たばこ税		5,242,005,000	5,216,869,934	5,216,869,934	0	0					25,135,066
5	入湯税		32,110,000	32,073,300	32,073,300	0	0					36,700
6	事業所税		1,111,817,000	1,151,231,100	1,151,287,900	0	0					△39,470,900
2	地方譲与税		760,120,000	772,717,883	772,717,883	0	0					△12,597,883
1	自動車重量譲与税		357,841,000	353,593,000	353,598,000	0	0					4,243,000
2	特別とん賦と税		23,484,000	25,340,883	25,340,883	0	0					△1,856,883
3	航空機燃料譲与税		224,785,000	238,712,000	238,712,000	0	0					△13,927,000
4	地方揮発油譲与税		113,728,000	115,544,000	115,544,000	0	0					△1,816,000
5	森林環境譲与税		40,282,000	39,523,000	39,523,000	0	0					759,000
3	利子割交付金		12,799,000	11,729,000	11,729,000	0	0					1,070,000
1	利子割交付金		12,799,000	11,729,000	11,729,000	0	0					1,070,000
4	配当割交付金		117,179,000	118,479,000	118,479,000	0	0					△1,300,000
1	配当割交付金		117,179,000	118,479,000	118,479,000	0	0					△1,300,000
5	株式等譲渡所得割交付金		232,420,000	262,551,000	262,551,000	0	0					△30,131,000
1	株式等譲渡所得割交付金		232,420,000	262,551,000	262,551,000	0	0					△30,131,000
6	地方消費税交付金		8,726,092,000	8,574,019,000	8,574,019,000	0	0					152,073,000
1	地方消費税交付金		8,726,092,000	8,574,019,000	8,574,019,000	0	0					152,073,000
7	環境性能割交付金		54,855,000	56,326,000	56,326,000	0	0					△1,471,000

歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入額	済額	不納額	欠損額	収入額	未済額	予算現額と収入額の比較
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 環境性能割交付金	54,855,000	56,326,000	56,326,000	0	0	0	0	0	△1,471,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	365,446,000	365,446,000	365,446,000	0	0	0	0	0	0
9 地方特例交付金	1 地方特例交付金	365,446,000	365,446,000	365,446,000	0	0	0	0	0	0
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,398,234,000	1,398,231,000	1,398,231,000	0	0	0	0	0	3,000
10 地方交付税	1 地方交付税	1,397,384,000	1,397,384,000	1,397,384,000	0	0	0	0	0	0
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	850,000	847,000	847,000	0	0	0	0	0	3,000
11 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	11,225,587,000	11,342,419,000	11,342,419,000	0	0	0	0	0	△116,832,000
	2 交通事故対策特別交付金	11,225,587,000	11,342,419,000	11,342,419,000	0	0	0	0	0	△116,832,000
12 法人事業税交付金	1 法人事業税交付金	30,000,000	27,086,000	27,086,000	0	0	0	0	0	2,914,000
13 分担金及び負担金	1 分担金	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000
	2 負担金	690,784,000	692,216,672	692,216,672	9,542,070	42,874,504	42,874,504	42,874,504	42,874,504	50,795,562
14 使用料及び手数料	1 使用料	3,603,294,000	3,653,510,438	3,587,744,976	4,364,316	61,413,406	61,413,406	61,413,406	61,413,406	15,549,024
	2 手数料	2,874,556,000	2,967,081,928	2,901,316,566	4,364,316	61,413,306	61,413,306	61,413,306	61,413,306	△26,760,566
15 国庫支出金	1 国庫負担金	57,334,299,109	56,872,696,422	54,405,084,615	0	2,467,611,807	2,467,611,807	2,467,611,807	2,467,611,807	2,929,214,494
	2 国庫補助金	42,127,024,000	42,031,018,825	42,022,687,825	0	8,331,000	8,331,000	8,331,000	8,331,000	104,336,175
	3 委託金	15,114,151,109	14,701,609,792	12,242,328,985	0	2,459,280,807	2,459,280,807	2,459,280,807	2,459,280,807	2,871,822,124

## 歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入額	済額	不納額	欠損額	額収入額	未済額	予算現額と収入額との比較額
16 県支出金		21,144,927,029	20,787,077,626	19,111,658,619	0	1,675,419,007	0	2,033,268,410		
1 県負担金		10,358,907,000	10,314,861,573	10,314,861,573	0	0	0	44,045,427		
2 県補助金		10,084,996,029	9,780,001,886	8,104,582,879	0	1,675,419,007	0	1,980,413,150		
3 委託金		701,024,000	692,214,167	692,214,167	0	0	0	8,809,833		
17 財産収入		861,441,000	984,438,389	948,900,255	0	35,538,134	0	△87,459,255		
1 財産運用収入		620,939,000	658,865,607	623,327,473	0	35,538,134	0	△2,388,473		
2 財産売却収入		240,502,000	325,572,782	325,572,782	0	0	0	△85,070,782		
18 寄附金		1,223,984,000	1,211,017,016	1,211,017,016	0	0	0	0	12,966,984	
1 寄附金		1,223,984,000	1,211,017,016	1,211,017,016	0	0	0	0	12,966,984	
19 繰入金		4,723,909,000	4,721,028,543	4,721,028,543	0	0	0	0	2,880,487	
1 特別会計繰入金		185,267,000	184,632,408	184,632,408	0	0	0	0	634,592	
2 基金繰入金		4,538,642,000	4,536,396,135	4,536,396,135	0	0	0	0	2,245,865	
20 繰越金		6,716,455,330	6,716,456,048	6,716,456,048	0	0	0	0	△718	
1 繰越金		6,716,455,330	6,716,456,048	6,716,456,048	0	0	0	0	△718	
21 諸収入		2,454,072,000	3,898,282,194	2,308,256,364	43,953,063	1,546,094,967	145,815,636			
1 延滞金加算金及び過料		36,286,000	41,379,795	41,379,795	0	0	0	△5,093,795		
2 市預金利子		3,623,000	4,401,965	4,401,965	0	0	0	△778,965		
3 貸付金利収入		255,328,000	254,977,860	254,977,860	0	0	0	350,140		
4 受託事業収入		83,029,000	78,181,349	78,181,349	0	0	0	4,847,651		
5 雑入		2,075,806,000	3,519,321,225	1,929,315,395	43,953,063	1,546,094,967	146,490,605			
22 市債		18,269,680,000	11,527,280,000	11,527,280,000	0	0	0	6,742,400,000		
1 市債		18,269,680,000	11,527,280,000	11,527,280,000	0	0	0	6,742,400,000		

(単位:円)

歳入		項	予算額	現額	調額	定額	収入額	不納額	欠損額	収入額	未済額	予算額と収入額との比較
歳	入	合計	196,755,464,468	191,792,147,982	185,140,399,109 119,921,152	142,829,553	6,628,840,472	6,628,840,472	11,615,065,359	11,615,065,359		

(単位:円)

歳出		項	予 算 領	現 領	支 出	済 領	翌 年 度	繰 越 領	不 用 額	額	予 算 現 領	額	予 算 現 領 と 支 出
1 議会費			767,878,000	753,347,104		0			14,530,896	14,530,896			
1 議会費	1		767,878,000	753,347,104		0			14,530,896	14,530,896			
2 総務費			18,227,721,982	17,615,097,832		90,094,660			522,529,490	612,624,150			
1 総務管理費	1		15,613,166,418	15,090,246,640		90,094,660			432,825,118	522,919,778			
2 徴税費	2		1,232,830,264	1,185,744,161		0			47,086,103	47,086,103			
3 戸籍住民基本台帳費	3		895,215,000	866,635,798		0			28,579,202	28,579,202			
4 遷挙費	4		324,813,300	320,039,315		0			4,773,985	4,773,985			
5 統計調査費	5		49,592,000	46,041,819		0			3,550,181	3,550,181			
6 監査委員費	6		112,105,000	106,390,099		0			5,714,901	5,714,901			
3 民生費			104,082,601,808	98,939,013,087		316,453,321			4,827,135,400	5,143,588,721			
1 社会福祉費	1		41,760,450,090	39,760,252,423		213,024,232			1,787,173,435	2,000,197,667			
2 児童福祉費	2		35,399,260,059	33,079,165,056		103,429,089			2,126,665,914	2,230,095,003			
3 生活保護費	3		27,012,890,659	26,099,595,608		0			913,295,051	913,295,051			
4 災害救助費	4		1,000	0		0			1,000	1,000			
4 健生費			21,068,379,200	16,068,354,078		4,501,511,000			498,514,122	5,000,025,122			
1 保健衛生費	1		17,245,921,200	12,288,990,008		4,501,511,000			425,420,192	4,926,931,192			
2 清掃費	2		3,852,458,000	3,779,364,070		0			73,093,930	73,093,930			
5 労働費			36,876,000	33,902,862		0			2,973,138	2,973,138			
1 労働諸費	1		36,876,000	33,902,862		0			2,973,138	2,973,138			
6 農林水産業費			960,565,736	827,637,877		99,545,000			33,382,859	132,927,859			
1 農業費	1		50,446,166	46,507,640		0			3,938,526	3,938,526			
2 林業費	2		43,535,000	42,774,415		0			760,585	760,585			

(単位:円)

款	項	予 算 額	現 額	支 出	済 額	翌 年 度	繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出	
									額	額
7 商工費	3 水産業費	866,584,570	738,355,822		99,545,000	28,683,748		28,683,748	128,228,748	
	1 商工費	2,331,960,769	2,244,889,993		803,000	86,267,776		86,267,776	87,070,776	
8 土木費		2,331,960,769	2,244,889,993		803,000	86,267,776		86,267,776	87,070,776	
	1 土木管理費	18,866,187,416	13,617,170,575		4,975,040,097	273,976,744		273,976,744	5,249,016,841	
2 道路橋りょう費		338,011,400	316,017,868		12,314,900	9,678,632		9,678,632	21,993,532	
	2 道路橋りょう費	2,096,669,592	1,545,757,353		484,105,606	66,806,633		66,806,633	550,912,239	
3 港湾費		684,100,000	681,041,206		0	3,058,794		3,058,794	3,058,794	
	4 都市計画費	7,959,191,874	5,905,497,519		1,958,077,491	95,616,864		95,616,864	2,053,694,355	
5 住宅費		7,788,214,550	5,168,856,629		2,530,542,100	98,815,821		98,815,821	2,619,357,921	
	5 住宅費	3,633,127,802	3,460,634,640		88,987,031	83,506,131		83,506,131	172,493,162	
9 消防費		3,633,127,802	3,460,634,640		88,987,031	83,506,131		83,506,131	172,493,162	
	1 消防費	15,377,136,419	13,283,565,127		1,605,558,035	488,013,257		488,013,257	2,093,571,292	
10 教育費		2,585,790,118	2,474,495,420		0	111,294,698		111,294,698	111,294,698	
	1 教育総務費	6,112,238,313	4,768,349,211		1,170,093,635	173,795,467		173,795,467	1,343,889,102	
3 中学校費		2,267,624,988	1,982,139,330		190,928,900	94,556,758		94,556,758	285,485,658	
	4 社会教育費	1,892,541,000	1,721,255,743		119,505,700	51,779,557		51,779,557	171,285,257	
5 保健体育費		2,518,942,000	2,337,325,423		125,029,800	56,586,777		56,586,777	181,616,577	
	11 災害復旧費	4,000	0		0	4,000		4,000	4,000	
12 公債費	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0		0	1,000		1,000	1,000	
	2 公共土木施設災害復旧費	2,000	0		0	2,000		2,000	2,000	
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000	0		0	1,000		1,000	1,000	
		10,875,629,000	10,871,467,311		0	4,161,689		4,161,689	4,161,689	

歳出		項	予 算 現 領	支 出	済 領	翌 年 度 繰 越 領	不 用 額	予 算 現 領	支 出	（単位：円）
	1 公債費		10,875,629,000	10,871,467,311	0	0	4,161,689	4,161,689		
13 諸支出金			432,550,000	432,549,000	0	0	1,000	1,000		
	1 公営企業貸付金		1,000	0	0	0	1,000	1,000		
	2 市たばこ税県交付金		432,549,000	432,549,000	0	0	0	0		
14 予備費			94,846,336	0	0	0	94,846,336	94,846,336		
	1 予備費		94,846,336	0	0	0	94,846,336	94,846,336		
歳 出	合 計		196,755,464,468	178,147,629,486	11,677,992,144	6,929,842,838	18,607,834,982			
		歳入歳出差引残額		6,992,769,623	円					

令和7年 9月 16日提出  
那霸市長 知念 覚

歳入歳出決算総括表  
(一般会計)

区		分		金額
1	予算	現	額	196,755,464,468 円
2	歳入	総	額	185,140,399,109
3	歳出	総	額	178,147,629,486
4	歳入	歳出	差引額	6,992,769,623
5			(1)継続費過去繰越額	0
			(2)繰越明許費繰越額	1,029,165,648
			(3)事故繰越し繰越額	0
			計	1,029,165,648
6			(1)歳出(翌年度へ繰越)	5,963,603,975
			(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

## 6 審査意見

### 総合意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

令和6年度一般会計の決算における実質収支は、59億6,360万円の黒字で、前年度に比べ6億5,927万円増となっている。

歳入は、1,851億4,039万円で前年度に比べ33億2,122万円増となっている。これは主に、教育債、臨時財政対策債等の減により市債が26億2,854万円減となったものの、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の増により国庫支出金が25億1,468万円増、地方交付税が12億9,877万円増、地方特例交付金が12億6,047万円増、市税が9億9,567万円増となったことによるものである。

歳出は、1,781億4,762万円で前年度に比べ30億4,491万円増となっている。これは主に、教育費が25億7,183万円減となったものの、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業、令和6年度物価高騰対応支援給付金の皆増により民生費が29億4,569万円増、総務費が17億5,784万円増、土木費が12億2,066万円増となったことによるものである。

また、歳入のうち翌年度へ繰り越すべき財源は10億2,916万円で、前年度に比べ3億8,295万円減となっている。

土地区画整理事業等、7つの特別会計の実質収支は、10億1,711万円の黒字で、前年度に比べ黒字額が1億1,326万円増となっている。これは主に、介護保険事業特別会計が1億409万円増、後期高齢者医療特別会計が2,507万円増となったことによるものである。結果として、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は、前年度に比べ7億7,253万円増の69億8,071万円の黒字となっている。

### （財政指標等）

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は88.2%で、前年度に比べ1.5ポイント改善している。これは主に人件費で1.1ポイント増、物件費で0.3ポイント増となったものの、扶助費で1.9ポイント減、公債費で0.8ポイント減となったことによるものである。

実質公債費比率（令和4年度～令和6年度の3年間の平均）は8.1%となり、前年度より0.1ポイント改善している。これは主に、令和6年度決算において、前年度比で、分母となる標準財政規模の増等により20億7,325万円増加し、分子が元利債還金の増等により7,040万円増加したことで、分母の増加が分子の増加を上回ったことによるものである。

令和6年度末市債残高は1,352億918万円で、前年度に比べ5億4,289万円増となっている。これは主に臨時財政対策債で、35億9,220万円減、教育・福祉施設等整備事業債で8億1,883万円減となったものの、病院事業債で66億6,572万円の増となったことによるものである。

**(繰越事業)**

令和6年度から翌年度へ繰り越す事業は、一般会計のみで116億7,799万円となっており、前年度に比べ5億7,662万円増となっている。

**(むすび)**

自主財源の根幹である市税の収納率は、令和6年度決算では98.7%（現年課税分99.7%、滞納繰越分33.3%）と前年度比0.1ポイント上昇し、過去最高となっている。滞納整理基本方針及び滞納整理執行計画に基づき早期収納に努め、効率的な滞納整理の推進と体制の強化に努めてきたことを評価するところである。引き続き収納率の向上の取組みを維持されたい。

また、令和6年度決算においては、那覇市債権管理条例に基づき、徴収が不可能な私債権においては不納欠損処理が行われた。市民負担の公平性を図りつつ、市の債権の適正な管理及び事務の効率化を推進されたい。

積立基金においては、新たに債券運用を開始した基金や資金を増額した基金などの取組みが認められた。引き続き安全性を確保しつつ、柔軟で効果的な運用を行われたい。

今後、病院事業債の償還や新真和志複合施設建設事業等の歳出の増加が見込まれることから、これらの財源確保のためにも、歳入の確保及び歳出の適正化を図り、持続可能な行財政運営に取り組まれたい。

那霸市告示第364号  
令和7年11月4日

令和7年(2025年)9月那霸市議会定例会で認定された令和6年度那霸市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

## 令和6年度 那霸市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

歳入		現 額	予 算 額	調 定 額	收 入 額	済 額	不 納 額	欠 損 額	收 入 額	未 済 額	予 算 現 額 と 收 入 額 と の 比 較
1 諸収入		491,772,000		489,897,952	489,897,952	0			0	0	1,874,048
	1 賃付金元利収入	491,772,000		489,897,952	489,897,952	0			0	0	1,874,048
歳 入	合 計	491,772,000		489,897,952	489,897,952	0			0	0	1,874,048

(単位:円)

歳出		項目	予算額	現支額	済出額	翌年度額	繰越額	不適用額	額	予算額と現額との比較
1 公債費			491,772,000		489,897,952		0		1,874,048	1,874,048
	1 公債費		491,772,000		489,897,952		0		1,874,048	1,874,048
歳出合計			491,772,000		489,897,952		0		1,874,048	1,874,048

歳入歳出差引残額

0 円

令和7年9月16日提出  
那霸市長 知念 覚

歳入歳出決算総括表  
(病院事業債管理特別会計)

区 分		金額
1 予 算	現 總額	491,772,000 円
2 歳 入	總額	489,897,952
3 歳 出	總額	489,897,952
4 歳 入 歳 出 差 引	額	0
	(1)継続費(繰越額)	0
	(2)繰越明許費(繰越額)	0
	(3)事故繰越し(繰越額)	0
	計	0
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)残高(翌年度へ繰越)	0
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0
6 各 会 計 別 内 訳		

那霸市告示第365号  
令和7年11月4日

令和7年(2025年)9月那霸市議会定例会で認定された令和6年度那霸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

## 令和 6 年度 那霸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

那霸市公報

第 1895 号

2025 (令和 7) 年 11 月 4 日

(単位:円)

歳入	額	項	予算額	現額	調定額	収入額	済額	未済額	収入額	未済額	予算現額と収入額との比較
1 介護保険料		1 介護保険料	5,842,033,000	6,030,751,757	5,898,356,029 16,942,640	30,889,364	118,449,004	△56,323,029	△56,323,029	△56,323,029	△56,323,029
2 使用料及び手数料		1 手数料	5,842,033,000	6,030,751,757	5,898,356,029 16,942,640	30,889,364	118,449,004	0	0	△911,626	△911,626
3 国庫支出金		1 国庫負担金	2,405,000	3,316,626	3,316,626	0	0	0	0	0	△911,626
		2 国庫補助金	7,234,343,000	7,313,010,852	7,313,010,852	0	0	0	0	0	△78,667,852
4 支払基金交付金		1 支払基金交付金	5,123,980,000	5,123,980,753	5,123,980,753	0	0	0	0	0	△753
		2 支払基金交付金	2,110,363,000	2,189,030,099	2,189,030,099	0	0	0	0	0	△78,667,099
5 県支出金		1 県負担金	7,738,003,000	7,561,035,083	7,561,035,083	0	0	0	0	0	176,967,917
		2 財政安定化基金支出金	7,738,003,000	7,561,035,083	7,561,035,083	0	0	0	0	0	176,967,917
6 財産収入		3 県補助金	4,039,498,000	4,004,330,299	4,004,330,299	0	0	0	0	0	35,167,701
		4 財産運用収入	2,800,000	2,801,804	2,801,804	0	0	0	0	0	36,186,500
7 繰入金		1 他会計繰入金	5,802,339,000	5,802,335,901	5,802,335,901	0	0	0	0	0	△1,019,799
		2 基金繰入金	755,781,000	755,781,711	755,781,711	0	0	0	0	0	△1,804
8 繰越金		1 繰越金	794,232,000	794,231,726	794,231,726	0	0	0	0	0	3,810
9 諸収入		2 延滞金、加算金及び過料	8,378,000	10,294,390	8,838,037	0	0	1,456,353	△460,037	274	△163,936
		3 延滞金、加算金及び過料	1,645,000	1,808,936	1,808,936	0	0	0	0	0	△163,936

八

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調	定 額	額	收 入	清 額	不 納 欠 損 額	收 入	未 済 額	未 済 額	予 算 現 額	收 入	未 済 額	予 算 現 額	收 入	未 済 額	予 算 現 額
2 雜入		6,733,000		8,485,454		7,029,101		0		1,456,353			△296,101					
10 市債		1,000		0		0		0		0		0		1,000				
1 市債		1,000		0		0		0		0		0		1,000				
11 サービス収入		1,000		0		0		0		0		0		1,000				
1 予防給付費収入		1,000		0		0		0		0		0		1,000				
歳 入	合 計	31,464,033,000		31,522,108,438		31,388,256,357		30,389,364		119,905,357				75,776,643				

## 歳出

(単位:円)

款		項		予 算	現	額	支	出	済	額	翌	年	度	繰	越	額	不	用	額	予 算	現	額	支	出
1	総務費			739,745,000	705,831,175	0				0	33,913,825									33,913,825				
1	総務管理費			367,604,000	353,870,505	0				0	13,733,495									13,733,495				
2	徴収費			40,795,000	38,227,823	0				0	2,567,177									2,567,177				
3	介護認定審査会費			331,346,000	313,732,847	0				0	17,613,153									17,613,153				
2	保険給付費			27,341,368,000	26,530,802,022	0				0	810,565,978									810,565,978				
1	介護サービス等諸費			26,717,608,000	25,930,752,460	0				0	786,855,540									786,855,540				
2	介護予防サービス等諸費			589,368,000	566,283,917	0				0	23,084,083									23,084,083				
3	その他諸費			34,392,000	33,765,645	0				0	626,355									626,355				
3	財政安定化基金拠出金			1,000	0	0				0	1,000									1,000				
4	基金積立金									0										1,000				
1	基金積立金			831,874,000	831,870,981	0				0	3,019									3,019				
5	地域支援事業費			2,074,117,000	1,949,331,043	0				0	124,785,957									124,785,957				
1	介護予防・生活支援サービス事業費			1,040,766,000	936,298,747	0				0	104,467,253									104,467,253				
2	一般介護予防事業費			148,638,000	138,555,677	0				0	10,082,323									10,082,323				
3	包括的支援事業・任意事業費			880,237,000	870,330,354	0				0	9,906,646									9,906,646				
4	その他諸費			4,476,000	4,146,265	0				0	329,735									329,735				
6	諸支出金			474,597,000	469,766,046	0				0	4,830,954									4,830,954				
1	償還金及び還付加算金			304,025,000	299,194,515	0				0	4,830,485									4,830,485				
2	繰出金			170,572,000	170,571,531	0				0	469									469				
7	公債費			2,331,000	2,330,509	0				0	491									491				
1	公債費			2,331,000	2,330,509	0				0	491									491				

(単位：円)

歳出	項	予算額	現額	支額	済額	翌年度額	繰越額	不	用	額	予算額	現額	支額	予算額と現額との比較
歳出	合計	31,464,033,000	30,489,931,776	0	0	974,101,224	974,101,224							
	歳入歳出差引残額	898,324,581	円											

令和7年9月16日提出  
那霸市長 知念 党

歳入歳出決算総括表  
(介護保険事業特別会計)

区		分		金額	
1	予算	現	額	31,464,033,000	円
2	歳入	総	額	31,388,256,357	
3	歳出	総	額	30,489,931,776	
4	歳入歳出差引額			898,324,581	
5	翌年度へ繰り越すべき財源				
	(1)継続費・繰越額			0	
	(2)繰越明許費・繰越額			0	
	(3)事故繰越し・繰越額			0	
	計			0	
6	各会計別内訳				
	(1)残高(翌年度へ繰越)			898,324,581	
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)			0	

那霸市告示第366号  
令和7年11月4日

令和7年(2025年)9月那霸市議会定例会で認定された令和6年度那霸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

## 令和 6 年度 那霸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

那 霸 市 公 財

第 1895 号

2025 (令和 7) 年 11 月 4 日

歳入		項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 济 額	還 付 未 济 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 济 額	予 算 現 額 と 収 入 济 額 と の 比 較
1	国民健康保険税		5,373,092,000	6,871,677,614	5,624,723,600	152,488,012	1,123,107,765	△51,631,600	
2	使用料及び手数料	1 国民健康保険税	5,373,092,000	6,871,677,614	5,624,723,600	152,488,012	1,123,107,765	△51,631,600	
		1 手数料	7,284,000	7,000,462	7,000,462	0	0	0	283,538
3	国庫支出金		7,284,000	7,000,462	7,000,462	0	0	0	283,538
		1 国庫補助金	23,292,000	23,290,000	23,290,000	0	0	0	2,000
4	県支出金		23,292,000	23,290,000	23,290,000	0	0	0	2,000
		1 負担金	26,974,180,000	25,487,912,088	25,487,912,088	0	0	0	1,486,267,912
		2 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	0	1,000
5	財産収入		20,000	33,810	33,810	0	0	0	△13,810
		1 財産運用収入	20,000	33,810	33,810	0	0	0	△13,810
6	繰入金		5,699,760,000	5,122,774,189	5,122,774,189	0	0	0	576,985,811
		1 他会計繰入金	5,633,917,000	5,056,931,189	5,056,931,189	0	0	0	576,985,811
		2 基金繰入金	65,843,000	65,843,000	65,843,000	0	0	0	0
7	繰越金		72,031,000	72,030,936	72,030,936	0	0	0	64
		1 繰越金	72,031,000	72,030,936	72,030,936	0	0	0	64
8	諸収入		110,528,000	267,022,794	115,326,249	24,853,095	126,843,450	△4,798,249	
		1 延滞金加算金及び過料	28,750,000	31,058,909	31,029,663	0	29,246	△2,279,663	
		2 預金利子	1,000	11,712	11,712	0	0	△10,712	
		3 雑入	81,777,000	235,952,173	84,284,874	24,853,095	126,814,204	△2,507,874	
9	市債		1,000	0	0	0	0	0	1,000
		1 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	0	1,000

歳入

		項	予算額	現額	調額	定額	収入額	済額	不納額	欠損額	収入額	未済額	予算額と収入額との比較
歳入	入	合計	38,260,188,000	37,851,741,893	36,453,091,334	28,641,763	177,341,107		1,249,951,215		1,249,951,215		1,807,096,666

## 歳出

(単位:円)

款	項	予 算 額	現 額	支 出	済 額	翌 年 度	繰 越 額	不 用 額	額	予 算 現 額	支 出
1 総務費		742,305,000	715,049,649	0	0	27,255,351	27,255,351				
1 総務管理費		551,764,000	534,151,744	0	0	17,612,256	17,612,256				
2 徴税費		90,317,000	88,175,035	0	0	2,141,965	2,141,965				
3 運営協議会費		554,000	277,228	0	0	276,772	276,772				
4 収納率向上特別対策事業費		46,872,000	44,318,577	0	0	2,553,423	2,553,423				
5 医療費適正化特別対策事業費		52,798,000	48,127,065	0	0	4,670,935	4,670,935				
2 保険給付費		26,105,198,000	24,527,206,479	0	0	1,577,991,521	1,577,991,521				
1 療養諸費		21,897,669,000	20,765,272,653	0	0	1,132,396,347	1,132,396,347				
2 高額療養費		4,038,954,000	3,625,886,356	0	0	413,067,644	413,067,644				
3 移送費		501,000	0	0	0	501,000	501,000				
4 出産育児諸費		155,074,000	126,672,470	0	0	28,401,530	28,401,530				
5 墓祭諸費		13,000,000	9,375,000	0	0	3,625,000	3,625,000				
3 国民健康保険事業費納付金		10,703,060,000	10,703,057,400	0	0	2,600	2,600				
1 医療給付費分		7,544,294,000	7,544,293,101	0	0	899	899				
2 後期高齢者支援金等分		2,319,033,000	2,319,031,964	0	0	1,036	1,036				
3 介護納付金分		839,733,000	839,732,335	0	0	665	665				
4 共同事業拠出金		1,000	0	0	0	1,000	1,000				
5 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	0	1,000	1,000				
1 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	0	1,000	1,000				
6 保健事業費		258,467,000	227,512,972	0	0	30,954,028	30,954,028				
1 特定健康診査等事業費		187,388,000	159,639,362	0	0	27,748,638	27,748,638				

(単位:円)

歳出	款	項	予算額	現額	支額	済額	翌年度額	繰越額	不額	用額	額	予算額	現額	額	予算額	現額	額	予算額	現額	額	予算額	現額	額	予算額	現額	額
7 基金積立金	2 保健事業費		71,079,000	67,873,610		0		0		3,205,390		3,205,390														
8 公債費	1 基金積立金		65,843,000	65,842,175		0		0		825		825														
9 諸支出金	1 財政安定化基金償還金		1,000	0		0		0		825		825														
10 予備費	1 予備費		185,312,000	179,166,825		0		0		6,145,175		6,145,175														
	2 繰出金		179,106,000	172,962,735		0		0		6,143,265		6,143,265														
	3 繰入金		6,206,000	6,204,090		0		0		1,910		1,910														
	4 予算外歳出		200,000,000	0		0		0		200,000,000		200,000,000														
	5 総歳出	合計	38,260,188,000	36,417,835,500		0		0		200,000,000		200,000,000														
										1,842,352,500		1,842,352,500														

歳入歳出差引残額 35,255,834 円

令和7年 9月 16日提出  
那霸市長 知念 勉

歳入歳出決算総括表  
(国民健康保険事業特別会計)

区		分		金額
1	予算	現	額	38,260,188,000 円
2	歳入	総	額	36,453,091,334
3	歳出	総	額	36,417,835,500
4	歳入	歳出	差引額	35,255,834
5			(1) 繰越費繰越額	0
			(2) 繰越明許費繰越額	0
			(3) 事政繰越額	0
			計	0
6			(1) 残高(翌年度へ繰越)	35,255,834
			(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那霸市告示第367号  
令和7年11月4日

令和7年(2025年)9月那霸市議会定例会で認定された令和6年度那霸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

## 令和6年度 那霸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

歳入		項	予算額	現額	調定期額	収入額	済額	不納額	損額	収入額	未済額	予算現額と収入額との比較
1	後期高齢者医療保険料		4,025,122,000	4,038,823,661	4,007,643,547 9,882,737	3,664,289	37,398,562					17,478,453
2	使用料及び手数料	1 後期高齢者医療保険料	4,025,122,000	4,038,823,661	4,007,643,547 9,882,737	3,664,289	37,398,562					17,478,453
3	繰入金	1 手数料	802,000	949,833	949,833	0	0	0	0	0	0	△147,833
4	繰越金	1 繰越金	18,772,000	18,771,245	18,771,245	0	0	0	0	0	0	755
5	諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	10,789,000	6,033,935	6,035,995	0	0	△2,060	4,753,005			
		2 償還金及び還付加算金	567,000	381,583	381,583	0	0					185,417
		3 預金利子	10,101,000	5,517,796	5,519,856	0	0	△2,060	4,581,144			
		4 雑入	120,000	134,556	134,556	0	0					△14,556
		歳入合計	4,872,871,000	4,879,264,915	4,848,086,861 9,882,737	3,664,289	37,396,502					24,784,139

出  
版

(单位：円)

殘引

令和 7年 9月 16日提出  
那覇市長 知念 覚

## 歳入歳出決算総括表

(後期高齢者医療特別会計)

区分		金額	
1 予 算	現 總額	4,872,871,000	円
2 歳 入	総額	4,848,086,861	
3 歳 出	総額	4,804,241,115	
4 歳 入 歳 出 差 引	額	43,845,746	
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費繰次繰越額	0	
	(2)繰越明許費繰越額	0	
	(3)事故繰越し繰越額	0	
6 各会計別内訳	計	0	
	(1)残高(翌年度へ繰越)	43,845,746	
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0	

那霸市告示第368号  
令和7年11月4日

令和7年(2025年)9月那霸市議会定例会で認定された令和6年度那霸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

## 合和 6年度 那霸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

歳入	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 額	損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 繰入金		13,355,000	13,355,000	13,355,000	0	0	0	0
	1 一般会計繰入金	13,355,000	13,355,000	13,355,000	0	0	0	0
2 諸収入		41,987,000	97,284,813	45,726,539	230,360	51,327,914	△3,739,539	
	1 貸付金元利収入	41,981,000	93,918,733	45,105,782	230,360	48,582,591	△3,124,782	
3 繰越金	2 税入	6,000	3,366,080	620,757	0	2,745,323	△614,757	
		17,118,000	17,118,860	17,118,860	0	0	0	△860
	1 繰越金	17,118,000	17,118,860	17,118,860	0	0	0	△860
4 市債		24,000,000	24,000,000	24,000,000	0	0	0	0
	1 市債	24,000,000	24,000,000	24,000,000	0	0	0	0
	歳入合計	96,460,000	151,758,673	100,200,399	230,360	51,327,914	△3,740,399	

(単位:円)

歳出		項	予 算 現 領	支 出	済 領	翌 年 度	繰 越 領	不 用 額	額	予 算 現 領 と 支 出	額	額	予 算 現 領 と 支 出
1 民生費			95,244,000	65,250,865		0		29,993,135		29,993,135			29,993,135
	1 母子父子寡婦福祉費		95,244,000	65,250,865		0		29,993,135		29,993,135			29,993,135
2 諸支出金			1,216,000	1,215,850		0		150		150			150
	1 繰出金		1,216,000	1,215,850		0		150		150			150
歳出	合計		96,460,000	66,466,715		0		29,993,285		29,993,285			29,993,285

歳入歳出差引残額

33,733,684 円

令和7年 9月 16日提出  
那霸市長 知念 覚

## 歳入歳出決算総括表

(母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

区分		分		金額	
1	予算	現	額	96,460,000	円
2	歳入	総	額	100,200,399	
3	歳出	総	額	66,466,715	
4	歳入	歳出	差引	33,733,684	
5			(1)継続費繰越額	0	
			(2)繰明許費繰越額	0	
			(3)事故繰越し繰越額	0	
			計	0	
6			(1)残高(翌年度へ繰越)	33,733,684	
			(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0	

那霸市告示第369号  
令和7年11月4日

令和7年(2025年)9月那霸市議会定例会で認定された令和6年度那霸市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

## 令和6年度 那霸市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳入		現 預 金	予 算	現 額	調 定	額	收 入	済 額	不 納 欠 損 額	收 入	未 済 額	予算現額と收入 済額との比較
1	使用料及び手数料		2,000	80	80	80	0	0	0	0	1,920	
1	真嘉比古島第一地区手数料		1,000	80	80	80	0	0	0	0	920	
2	真嘉比古島第二地区手数料		1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
2	財産収入		14,000	12,391	12,391	12,391	0	0	0	0	1,609	
1	真嘉比古島第二財産運用収入		2,000	1,122	1,122	1,122	0	0	0	0	878	
2	真嘉比古島第一地区財産運用 収入		12,000	11,269	11,269	11,269	0	0	0	0	731	
3	繰入金		3,018,000	3,018,000	3,018,000	3,018,000	0	0	0	0	0	
1	総務管理繰入金		1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000	0	0	0	0	0	
2	真嘉比古島第二繰入金		1,920,000	1,920,000	1,920,000	1,920,000	0	0	0	0	0	
4	繰越金		1,489,000	1,486,584	1,486,584	1,486,584	0	0	0	0	2,416	
1	総務管理繰越金		303,000	302,027	302,027	302,027	0	0	0	0	973	
2	真嘉比古島第一地区繰越金		143,000	142,473	142,473	142,473	0	0	0	0	527	
3	真嘉比古島第二繰越金		1,043,000	1,042,084	1,042,084	1,042,084	0	0	0	0	916	
5	諸収入		2,000	0	0	0	0	0	0	0	2,000	
1	真嘉比古島第一地区延滞金、 加算金及び過料		1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
2	真嘉比古島第二地区延滞金、 加算金及び過料		1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	
6	清算徵収金		5,602,000	34,775,492	34,775,492	34,775,492	0	24,140,442	△5,033,050			
1	真嘉比古島第一地区清算徵収 金		980,000	14,297,505	14,297,505	14,297,505	0	13,327,585	10,080			
2	真嘉比古島第二地区清算徵収 金		4,622,000	20,477,987	20,477,987	20,477,987	0	10,812,557	△5,043,130			
7	保留地処分金		32,000	0	0	0	0	0	0	32,000		
1	真嘉比古島第二保留地処分金		32,000	0	0	0	0	0	0	32,000		
歳	歳入合計		10,159,000	39,292,547	39,292,547	39,292,547	0	24,140,442	△4,993,105			

(単位:円)

歳出		項	予 算 現 領	支 出	済額	翌年度繰越額	不 用	額	予 算 現 領 & 支出 額 比較
1	土地区画整理経務費		8,193,000	7,463,374	0	0	729,626	729,626	
1	総務管理費		8,193,000	7,463,374	0	0	729,626	729,626	
2	土地区画整理事業費		0	0	0	0	0	0	
1	真嘉比古島第二土地区画整理費		0	0	0	0	0	0	
3	基金積立金		46,000	12,391	0	0	33,609	33,609	
1	真嘉比古島第一地区基金積立金		12,000	11,269	0	0	731	731	
2	真嘉比古島第二基金積立金		34,000	1,122	0	0	32,878	32,878	
4	公債費		1,920,000	1,919,999	0	0	1	1	
1	公債費		1,920,000	1,919,999	0	0	1	1	
	歳出	合計	10,159,000	9,395,764	0	0	763,236	763,236	

歳入歳出差引残額

5,756,341 円

令和7年9月16日提出  
那霸市長 知念覚

歳入歳出決算総括表  
( 土地区画整理事業特別会計 )

区分		金額	
1 予 算	現 算	10,159,000	円
2 歳 入	総 総	15,152,105	
3 歳 出	総 総	9,395,764	
4 歳 入 歳 出 差 引	額 額	5,756,341	
5 翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費過次繰越額	0	
	(2)継越明許費繰越額	0	
	(3)事故繰越し繰越額	0	
計		0	
6 各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	5,756,341	
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0	

那霸市告示第370号  
令和7年11月4日

令和7年(2025年)9月那霸市議会定例会で認定された令和6年度那霸市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

## 令和6年度 那霸市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

歳入		項	予 算 現 額	調 定 額	受 入 済 額	不 納 欠 損 額	受 入 未 济 額	予 算 現 額 と 収 入 济 額 と の 比 較
			還 付 未 济 額					
1	繰入金		316,966,000	316,966,000	316,966,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金		316,966,000	316,966,000	316,966,000	0	0	0
2	繰戻金		207,000	206,453	206,453	0	0	547
	1 繰越金		207,000	206,453	206,453	0	0	547
	歳 入 合 計		317,173,000	317,172,453	317,172,453	0	0	547

(単位:円)

歳出	款	項	予 算 現 額	支 出	済 額	翌 年 度	繰 越 額	不 用 額	額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1	都市再開発事業費		888,000	832,302	0			55,698	55,698	
	1 都市再開発事業費		888,000	832,302	0			55,698	55,698	
2	公債費		316,285,000	316,145,685	0			139,315	139,315	
	1 公債費		316,285,000	316,145,685	0			139,315	139,315	
	歳 出	合 計	317,173,000	316,977,987	0			195,013	195,013	

歳入歳出差引残額 194,466 円

令和 7 年 9 月 16 日提出  
那霸市長 知念 寛

歳入歳出決算総括表  
(市街地再開発事業特別会計)

区分		金額	
1 予 算	現 額		317,173,000 円
2 歳 入	総 額		317,172,453
3 歳 出	総 額		316,977,987
4 歳 入	歳 出 差 引	額	194,466
		(1) 繰続費(翌次繰越額)	0
		(2) 繰越明許費(繰越額)	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
		(1) 残高(翌年度～繰越)	194,466
6 各会計別内訳		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那霸市告示第371号  
令和7年11月4日

令和7年(2025年)9月那霸市議会定例会で議決された令和7年度那霸市水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

## 令和7年度那霸市水道事業会計補正予算(第1号)

## (総則)

第1条 令和7年度那霸市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度那霸市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支 出		
第1款 水道事業費用	8,606,058千円	2,335千円	8,608,393千円
第1項 営業費用	8,495,191千円	2,335千円	8,497,526千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 令和7年度那霸市水道事業会計予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,699,755千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,884千円、減債積立金125,002千円、建設改良積立金841,124千円及び過年度分損益勘定留保資金644,745千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,199,754千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,884千円、減債積立金125,002千円、建設改良積立金841,124千円及び過年度分損益勘定留保資金1,144,744千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支 出		
第1款 資本的支出	2,460,908千円	499,999千円	2,960,907千円
第3項 投資	1,200,001千円	499,999千円	1,700,000千円

那霸市告示第372号  
令和7年11月4日

令和7年9月那霸市議会定例会で認定された令和6年度那霸市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

## 令和6年度那霸市水道事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

区分	当初予算額	予算額			決算額	予算額に比し 決算額の増減	備考
		補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額	合計			
第1款 水道事業収益	8,197,439,000	△ 146,594,000	0	8,050,845,000	8,086,460,841	35,615,841	
第1項 営業収益	7,605,112,000	△ 138,142,000	0	7,466,970,000	7,496,790,345	29,820,345	(うち仮受消費税及び地方消費税 676,877,757)
第2項 営業外収益	532,326,000	△ 8,597,000	0	583,729,000	588,546,658	4,817,658	(うち仮受消費税 8,985,306)
第3項 特別利益	1,000	145,000	0	146,000	1,123,638	977,838	(うち仮受消費税及び地方消費税 13,381)

## 支出

区分	当初予算額	予算額			決算額	地方公営企業法 第26条第2項 の規定による繰 越額	不 用 額	備 考
		補正予算額	予備費 支出額	24条第3項の規 定による支出額				
第1款 水道事業費用	8,046,724,000	△ 256,104,000	0	0	7,760,620,000	7,654,156,131	0	106,463,869
第1項 営業費用	7,950,148,000	△ 239,293,000	0	△ 6,680,000	0	7,644,175,000	7,558,496,556	0
第2項 営業外費用	75,176,000	11,053,000	0	6,680,000	0	92,909,000	92,907,697	0
第3項 特別損失	1,400,000	2,136,000	0	0	0	3,536,000	2,751,878	0
第4項 予備費	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000	0	20,000,000

## 2) 資本的収入及び支出

区分	予 算 額						予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初	補 正	予 算 額	小 単	地 方 公 並 企 業 法 第 2.6 条の規定による繰越額 に係る財源充当額	総額 に係る財源充当額		
第1項 資本的収入	564,367,000	△ 23,794,000	540,573,000	円	95,461,000	0	636,034,000	499,882,177
第2項 捐助金	66,000,000	0	66,000,000	円	64,201,000	0	130,201,000	64,201,000
第3項 他会計負担金	25,769,000	△ 6,419,000	19,350,000	円	0	0	19,350,000	21,737,177
第4項 他会計貸付金償還金	267,454,000	0	267,454,000	円	0	0	267,454,000	257,484,000
第5項 投資有価証券償還金	99,657,000	0	99,657,000	円	0	0	99,657,000	100,000,000
その他資本的収入	105,447,000	△ 17,375,000	88,062,000	円	31,260,000	0	119,342,000	46,460,000
第5項								△ 72,882,000
								(翌年度繰越財源充当額 9,960,000)

（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額9,960,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額1,735,096,355円は、当年度分消費税及び地方消費税の取支調整額93,240,011円、繰越工事費549,434,181円で補てんした。

令和6年度那霸市水道事業損益計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

1 営業収益		5 特別利益	
(1) 給水収益	6,574,366,971	(1) 過年度損益修正益	1,110,457
(2) その他営業収益	245,545,617		1,110,457
	<u>6,819,912,588</u>		
2 営業費用		6 特別損失	
(1) 配水費	4,664,556,266	(1) 過年度損益修正損	2,695,823
(2) 給水費	251,406,166		2,695,823
(3) 漏水防歝費	55,594,922		2,695,823
(4) 業務費	420,056,567		2,695,823
(5) 総務費	455,327,745		2,695,823
(6) 減価償却費	1,075,139,639		2,695,823
(7) 資産減耗費	130,041,794		2,695,823
	<u>7,052,123,099</u>		<u>2,695,823</u>
3 営業損失			
	232,210,511		2,082,930,162
4 営業外費用			
(1) 受取利息	28,692,298		
(2) 他会計負担金	10,398,625		
(3) 補償金	23,719,100		
(4) 長期前受金戻入	419,950,085		
(5) 土地物件収益	88,602,760		
(6) 雑収益	8,370,034		
	<u>579,732,902</u>		
5 営業外収益			
(1) 支払利息	11,677,114		
(2) 雑支	744,404		
	<u>12,421,518</u>		<u>567,311,384</u>
6 常利益			
	335,100,873		

令和6年度那霸市水道事業剰余金計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

	資本金	剰余金					資本合計
		受贈財産額	資本剰余額	国庫(県)補助金	資本剰余計	償債積立金	
前年度末残高	19,031,100,380	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	576,078,439	4,373,095,335	2,032,005,350
前年度処分額		1,292,587,458	0	0	0	0	△ 1,292,587,458
条例(※)第4条による処分額		1,292,587,458	0	0	0	0	△ 1,292,587,458
減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	197,497,627	0	0	0	0	0	△ 197,497,627
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剰余金の資本金への組入れ	1,095,089,831	0	0	0	0	0	△ 1,095,089,831
処分後残高	20,323,687,838	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	576,078,439	4,373,095,335	739,417,892
当年度変動額	0	0	0	0	△ 164,137,020	△ 845,859,743	1,343,512,270
企業債の償還	0	0	0	0	△ 164,137,020	0	164,137,020
建設改良費に充当	0	0	0	0	0	△ 845,859,743	845,859,743
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	333,515,507
当年度末残高	20,323,687,838	321,419,706	1,984,471,045	2,305,890,751	411,941,419	3,527,235,592	(当年度純利益剰余金) 2,082,930,162
							28,651,685,762

※ 那霸市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

## 令和6年度那覇市水道事業剩余金処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剩余金	未処分利益剩余金
当年度末残高	20,323,687,838	2,305,890,751	2,082,930,162
議会の議決による処分額	0	0	△ 1,072,933,399
建設改良積立金の積立	0	0	△ 1,072,933,399
条例(※) 第4条による処分額	1,009,996,763	0	△ 1,009,996,763
減債積立金の目的使用による未処分利益剩余金の資本金への組入れ	164,137,020	0	△ 164,137,020
建設改良積立金の目的使用による未処分利益剩余金の資本金への組入れ	845,859,743	0	△ 845,859,743
処分後残高	21,333,684,601	2,305,890,751	(繰越利益剩余金) 0

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

## 令和6年度那霸市水道事業賃借対照表

(令和7年3月31日)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 企業債 イ 建設改良費等の財産に充てるための企業債	286,939,653
イ 土地	1,083,918,707	企業債合計	286,939,653
ロ 建物	2,288,114,904	(2) 引当金	
減価償却累計額	△ 1,213,931,735	イ 退職給付引当金	645,317,804
△ 1,074,183,169		ロ 修繕引当金	541,424,900
ハ 権利	44,620,098,643	企業債合計	1,186,741,804
減価償却累計額	△ 24,474,647,630	4 流動負債	1,473,681,457
△ 20,145,451,013		(1) 企業債 イ 建設改良費等の財産に充てるための企業債	125,001,766
二 機械及び装置	2,430,076,112	企業債合計	125,001,766
減価償却累計額	△ 1,663,433,792	(2) 未払金	769,979,560
△ 776,642,320		(3) 預り金	85,432,920
ホ 車両運搬工具	47,823,273	(4) 引当金	
減価償却累計額	△ 35,885,148	イ 賃与等引当金	67,568,726
△ 11,938,130		ロ 引当金合計	67,568,726
ヘ 工具、器具及び備品	388,253,858	5 繰延収益	1,047,982,972
減価償却累計額	△ 297,510,552	(1) 長期前受金	
ト 建設仮勘定	90,743,306	イ 受贈財産評価額	299,968,172
△ 287,296,403		ロ 収益化累計額	△ 155,965,621
有形固定資産合計	23,470,173,048	企業債合計	144,062,551
(2) 無形固定資産		(2) 長期前受金	
イ 電話加入権	913,300	ロ 収益化累計額	70,000,000
ロ ソフトウェア	8,770,115	ハ 工事負担金	△ 22,679,998
無形固定資産合計	9,683,415	カ 収益化累計額	1,781,213,383
(3) 投資その他の資産		二 國庫(県)補助金	△ 1,111,841,562
イ 投資有価証券	1,898,773,495	ロ 収益化累計額	14,775,925,173
ロ 長期貸付金	4,378,130,000	△ 8,370,609,374	6,405,315,799
ハ その他投資	2,405,000	企業債合計	△ 225,331,035
投資その他の資産合計	6,279,308,495	△ 38,358,319	186,992,716
固定資産合計	29,759,164,958	△ 117,851,975	219,036,157
2 流動資産		二 流動負債	7,672,099,046
(1) 現金預金	6,390,637,034	ロ 収益化累計額	△ 10,193,763,475
(2) 受取金	1,266,753,934	ハ 会計負担金	336,894,322
△ 3,671,832	1,263,068,102	カ 収益化累計額	△ 33,358,319
貸倒引当金		二 捕償金	336,894,322
(3) 貸融資品	85,301,064	ロ 収益化累計額	△ 117,851,975
(4) 短期貸付金	564,984,000	企業債合計	219,036,157
(5) 前払資金	282,274,079	△ 10,193,763,475	10,193,763,475
流動資産合計		△ 38,805,449,237	
資産合計			

資本の部		資本	20,323,687,838
6 資	本	金	
7 剰	余	金	
(1) 資本剰余金			
受贈財産評価額		321,419,706	
口 国庫(県)補助金		1,984,471,045	
資本剰余金合計		2,305,890,751	
(2) 利益剰余金			
減債積立金		411,941,419	
口 建設改良積立金		3,527,235,592	
八 当年度未処分利益剰余金		2,082,930,162	
利益剰余金合計		6,022,107,173	
剰余金合計			8,327,997,934
資本合計			28,651,685,762
負債資本合計			38,845,449,237

## 令和6年度那覇市水道事業会計決算審査意見

## 7 まとめ

## 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、事業の経営成績及び財政状態は、概ね適正に表示しているものと認められる。

## (決算の状況)

業務量について、給水戸数は、17万495戸で前年度に比べ705戸(0.4%)増加している。年間総配水量は、3,763万4,498m<sup>3</sup>で前年度に比べ5万5,477m<sup>3</sup>(0.1%)増加し、年間有収水量は、3,581万4,675m<sup>3</sup>で前年度に比べ12万1,215m<sup>3</sup>(0.3%)減少しており、年間有収率は、95.16%で前年度に比べ0.47ポイント減少している。

損益収支について、総事業収益は、74億75万円で前年度に比べ6,013万円(0.8%)増加している。これは、営業収益が3,686万円、営業外収益が2,570万円それぞれ増加したことによるものである。一方、総事業費用は、70億6,724万円で前年度に比べ4億6,603万円(7.1%)増加している。これは、営業外費用が578万円、特別損失162万円それぞれ減少したものの、営業費用が4億7,344万円増加したことによるものである。

その結果、当年度純利益は、3億3,351万円で前年度に比べ4億590万円(54.9%)の減少となっている。

## (財務比率等)

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ0.4ポイント増加し、81.9%となっており、自己資本の範囲内で固定資産が調達されている。流動比率867.0%及び当座比率778.0%は、高率で推移しており、企業としての安全性及び支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ職員一人当たりの給水人口27人、有収水量3,694m<sup>3</sup>、営業収益141万円がそれぞれ増加している。これは、主に損益勘定所属職員が1人減となったことによるものである。

法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、25.66%で前年度に比べ2.19ポイント増加しており、管路更新率は、0.25%で前年度に比べ0.01ポイント減少している。

## (むすび)

令和6年度決算においては、営業費用が前年度に比べ4億7,344万円(7.2%)増加している。これは、令和6年10月に沖縄県の水道料金が増額改定されたことに伴い、受水費が前年度に比べ3億4,060万円増加し、41億8,268万円となったことが要因となっている。それに伴い給水にかかる費用を水道料金でどの程度賄えているかを示す料金回収率は96.30%(前年度103.06%)と、100%を下回り、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われている状況となっている。結果として、当年度決算純利益は、3億3,351万円を計上したが、前年度に比べ4億590万円(54.9%)減少している。

本市水道事業においては、令和6年11月市議会定例会において、水道給水条例の一部を改正する議案が可決され、水道料金につき、まず令和7年6月分から増額改定を行い、次に令和8年4月分からも増額改定を行うと

ころである。将来にわたり安定的な水道事業を継続するために引き続き経営の安定化に努められたい。

有収率については、令和6年度は95.16%となり前年度より0.47ポイント減少しているものの、本市の有収率が令和5年度の県内11市平均93.0%及び全国の中核市平均90.7%に比べ高い数値となっている。今後も漏水防止対策等に取組み、高い有収率を維持されたい。

水道施設のうち、ポンプ場及び配水池については、豊見城配水池（令和8年度完了予定）を残し、耐震化を完了している。管路については、管路経年化率が徐々に増加していることから、「那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画」に基づき計画的な施設更新を推進するとともに、「那覇市水道事業経営戦略」による効率的な事業運営に取組まれるよう努められたい。

那霸市告示第373号  
令和7年11月4日

令和7年9月那霸市議会定例会で認定された令和6年度那霸市下水道事業会計決算の要領は、次のとおりである

那霸市長 知念 覚

## 令和6年度那霸市下水道事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

## 支 出

区分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 予 備 費 支 出 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 預 金			
第1款 下水道事業収益	5,364,482,000	△ 118,159,000	0	5,746,223,000	5,757,891,071	11,568,071	
第1項 営業収益	4,684,954,000	△ 107,863,000	0	4,596,564,456	19,473,456	(うち) 仮受消費税及び地方消費税 363,287,141	
第2款 営業外収益	1,179,527,000	△ 10,996,000	0	1,160,231,566	△ 8,239,404	(うち) 仮受消費税及び地方消費税 15,397	
第3項 特別利益	1,000	700,000	0	701,000	1,035,049	334,049 (うち) 仮受消費税及び地方消費税 92,127	

## 収 入

区分	予 算 額				決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 予 備 費 支 出 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 預 金				
第1款 下水道事業費用	5,587,910,000	△ 78,989,000	0	0	5,508,921,000	5,397,912,349	0	111,008,651
第1項 営業費用	5,343,126,000	△ 97,041,000	8,071,000	0	5,254,140,000	5,178,423,653	0	75,716,347 (うち) 仮受消費税及び地方消費税 265,061,446
第2款 営業外費用	223,804,000	16,861,000	0	8,000	0	240,673,000	0	23,359,498 消費税及び地方消費税納税額 57,758,200
第3項 特別損失	980,000	1,191,000	0	8,000	0	2,179,000	0	3,866 (うち) 仮受消費税及び地方消費税 89,541
第4項 予備費	20,000,000	0	△ 8,071,000	0	0	11,929,000	0	11,929,000

## (2) 資本的収入及び支出

## 収入

区分	予算額					予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	繰越預金繰越額に係る財源充当額		
第1項 資本的収入	1,497,387,000	△ 255,216,000	1,242,171,000	555,805,966	0	1,797,976,966	△ 351,156,414
第2項 企業債	695,900,000	△ 225,700,000	470,200,000	183,000,000	0	653,200,000	△ 145,300,000
第3項 補助金	501,440,000	△ 18,624,000	482,816,000	372,805,966	0	661,234,893	△ 194,387,073 (翌年度繰財源充当額 21,840,720)
第4項 他会計負担金	299,421,000	△ 11,314,000	288,107,000	0	0	276,597,559	△ 11,569,441 (翌年度繰財源充当額 2,446,678)
第5項 その他資本的収入	626,000	422,000	1,048,000	0	0	1,088,100	40,100

## 支出

区分	予算額					予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る繰越額	繰越預金繰越額に係る繰越額		
第1項 資本的支出	2,558,667,000	△ 279,137,000	0	2,279,530,000	789,026,964	0	3,068,556,964 (うち公営企業法第26条の規定による繰越額 356,969,522)
第2項 建設改良費	1,565,493,000	△ 277,247,000	0	1,288,251,000	789,026,964	0	2,077,277,964 (うち公営企業法第26条の規定による繰越額 356,969,522)
第3項 企業債償還金	885,168,000	0	0	885,168,000	0	0	885,168,000 (うち公営企業法第26条の規定による繰越額 356,969,522)
第4項 投資	103,000,000	△ 1,890,000	0	101,110,000	0	0	101,110,000 (うち公営企業法第26条の規定による繰越額 356,969,522)
第5項 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0	5,000,000 (うち公営企業法第26条の規定による繰越額 356,969,522)

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額24,337,399円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,224,430,204円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整額68,681,904円、繰越工事資金81,056,693円、減債積立金214,677,810円、過年度分損益勘定留保資金860,013,797円で補てんした。

令和6年度那霸市下水道事業損益計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

1 営業収益		942,922
(1) 下水道使用料	3,576,068,411	
(2) 雨水処理負担金	586,170,304	
(3) 再生水売却収益	62,710,100	
(4) その他営業収益	8,328,500	
	<u>4,233,277,315</u>	
2 営業費用		
(1) 管渠費用	450,661,299	
(2) ポンプ場費用	43,659,465	
(3) 雨水処理費用	294,677,982	
(4) 排水設備費用	66,377,208	
(5) 菜務費用	1,979,039,467	
(6) 総減価償却費	259,629,597	
(7) 資産減耗費	1,815,623,414	
(8) 資産収益	3,693,775	
	<u>4,913,362,207</u>	
3 営業損失		680,084,892
3 営業外収益		
(1) 受取利息	4,862,453	
(2) 捐助金	87,899,050	
(3) 他会計負担金	216,007,762	
(4) 長期前受金戻入	845,974,252	
(5) 土地物件収益	4,465,001	
(6) 雜収益	1,116,608	
	<u>1,160,315,126</u>	
4 営業外費用		
(1) 支払利息	159,548,257	
(2) 雜支出	28,242,428	
	<u>187,790,685</u>	
5 特別利益		972,524,441
(1) 過年度損益修正益		
	<u>942,922</u>	
6 特別損失		
(1) 過年度損失	2,047,803	
(2) その他特別損失	37,850	
	<u>2,085,653</u>	
当年度純利益		△1,142,731
前年度繰越利益		291,296,818
その他未処分利益		0
当年度未処分利益		214,677,810
	<u>505,974,628</u>	

令和6年度那霸市下水道事業剩余金計算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

	資 本 金	受 贈 財 産 評 価	国 車 (県) 补 助 金	他 会 計 負 担 金	資 本 利 余 金 合 計	利 益 金	利 益 金 余 額	資 本 合 计
						利 潟 本 金	利 潟 本 金 余 額	利 潟 本 金 余 額
前年度末残高	15,023,284,691	231,371,847	383,975,952	33,359,439	648,707,238	0	439,634,966	16,111,626,895
前年度処分額	224,957,156	0	0	0	214,677,810	△ 439,634,966	△ 224,957,156	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	214,677,810	△ 214,677,810	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	214,677,810	△ 214,677,810	0	0
条例(※)第4条による処分額 (減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金 の資本金への組入れ)	224,957,156	0	0	0	0	0	△ 224,957,156	△ 224,957,156
処分後残高	15,248,241,847	231,371,847	383,975,952	33,359,439	648,707,238	214,677,810	(減債積立金の目的使用による未処分利益剰余金 の資本金への組入れ)	16,111,626,895
当年度変動額	0	30,269,030	0	17,493,296	47,762,326	△ 214,677,810	505,974,628	291,296,818
受贈財産の受入	0	30,269,030	0	0	30,269,030	0	0	30,269,030
他会計負担金の受入	0	0	0	17,493,296	17,493,296	0	0	17,493,296
企業債の償還	0	0	0	0	0	△ 214,677,810	214,677,810	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	15,248,241,847	261,640,877	383,975,952	50,852,735	696,469,564	0	505,974,628	16,450,686,039

※ 那霸市下水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

## 令和6年度那覇市下水道事業剩余额処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剩余额	未処分利益剩余额
当年度末残高	15,248,241,847	696,469,564	505,974,628
議会の議決による処分額	0	0	△ 291,296,818
減債積立金の積立	0	0	△ 291,296,818
条例(※)第4条による処分額	214,677,810	0	△ 214,677,810
減債積立金の目的使用による未処分利益剩余额の 資本金への組入れ	214,677,810	0	△ 214,677,810
処分後残高	15,462,919,657	696,469,564	(繰越利益剩余额) 0

※ 那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

令和6年度那霸市下水道事業貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位:円)

## 資産の部

## 1 固定資産

## (1) 有形固定資産

イ 土 口 建	建物	209,396,582	2,061,624,322
ハ 構 築 物	減価償却累計額	△ 108,491,250	100,905,332
ハ 構 築 物	原価	71,907,672,621	
ハ 構 築 物	△ 33,059,149,219	38,848,523,402	
二 機 械 及 び 装 置	減価償却累計額	△ 944,083,032	
二 機 械 及 び 装 置	原価	△ 668,606,250	
二 機 械 及 び 装 置	△ 275,476,782	275,476,782	
水 車両 運 機 具	減価償却累計額	△ 7,102,566	
水 車両 運 機 具	原価	△ 5,396,012	1,706,554
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	減価償却累計額	△ 24,949,111	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	原価	△ 15,035,426	9,911,685
ト 建 設 及 び 勘 定	減価償却累計額	△ 508,540,649	
ト 建 設 及 び 勘 定	原価	41,806,788,726	41,806,788,726
(2) 無形固定資産合計			
イ 地 上 権	95,057		
口 施 設 利 用 権	4,190,298,979		
ハ ソ フ ト ウ エ ア	5,006,112		
(3) 投資その他の資産			
イ 投 資 有 価 証 券	100,000,000		
口 長 期 貸 付 金	1,146,000		
ハ そ の 他 投 資	4,147,000		
投資その他の資産合計		105,293,000	
固 定 資 産 合 計		105,293,000	46,107,491,984

## (2) 無形固定資産

## (3) 投資その他の資産

## 2 流動資産

## (1) 現金預金

## (2) 未収金

## (3) 前払金

## 流動資産合計

## 資本の部

## 6 資本金

## 7 利益剰余金

## (1) 受取配当金

## (2) 利益剰余金

## 資本剰余金

## 当年度未処分利益剰余金

## 利益剰余金合計

## 資本剰余金合計

## 資本剰余金合計

## 資本の部

## 負債の部

## 3 固定負債

## (1) 企業債

## (2) 引当金

## 退職給付引当金

## 引当金合計

## 固定負債合計

## 4 流動負債

## (1) 企業債

## (2) 未払金

## (3) 預り金

## (4) 引当金

## 引当金合計

## 流动負債合計

## 5 繼延受益

## (1) 長期前受金

## (2) 収益化累計額

## (3) 収益化累計額

## (4) 収益化累計額

## 繰延受益合計

## 6 資本金

## 7 利益剰余金

## (1) 受取配当金

## (2) 利益剰余金

## 資本剰余金

## 当年度未処分利益剰余金

## 利益剰余金合計

## 資本剰余金合計

## 資本の部

## 令和6年度那覇市下水道事業会計決算審査意見

## 7 まとめ

## 総合意見

市長から審査に付された決算その他関係書類は、前記事項のとおり審査した限りにおいて、事業の経営成績及び財政状態は、概ね適正に表示しているものと認められる。

## (決算の状況)

業務量について、使用戸数は、16万2,625戸で前年度に比べ968戸(0.6%)増加している。年間総排水量は、3,486万9,922m<sup>3</sup>で前年度に比べ6万1,843m<sup>3</sup>(0.2%)減少し、年間有収水量は3,486万9,032m<sup>3</sup>で前年度に比べ6万2,420m<sup>3</sup>(0.2%)減少しており、年間有収率は、前年度と同じく99.9%となっている。

損益収支について、総事業収益は、53億9,453万円で前年度に比べ2億1,885万円(4.2%)増加している。これは、営業収益が1億6,742万円、営業外収益が5,069万円、特別利益が73万円増加したことによるものである。一方、総事業費用は51億323万円で前年度に比べ1億4,223万円(2.9%)増加している。これは、営業外費用が195万円減少したものの、営業費用が1億4,353万円、特別損失が65万円増加したことによるものである。

その結果、当年度純利益は、2億9,129万円で、前年度に比べ7,661万円(35.7%)の増加となっている。

## (財務比率等)

財務比率について、固定比率は、前年度に比べ1.5ポイント減少し、116.2%となっている。流動比率345.6%及び当座比率343.5%で、企業としての支払能力は高く保たれている。

労働生産性については、前年度に比べ、有収水量が減少したことにより、職員一人当たりの有収水量は1,486m<sup>3</sup>減少している。

管渠老朽化率について、17.63%で前年度に比べ1.73ポイント増加している。

## (むすび)

令和6年度決算は、営業収益において雨水処理負担金や下水道使用料の増加等により前年度に比べ1億6,742万円(4.1%)増加している。一方、営業費用においては、雨水処理費や排水設備費の増加等により前年度に比べ1億4,353万円(3.0%)増加している。結果として、当年度純利益は、前年度に比べ7,661万円(35.7%)増加し、2億9,129万円を計上している。

また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度に比べて2.05ポイント増の104.70%となり、基準である100.0%を上回っている。

さらに、本市における行政区域内人口に対する公共下水道の普及率は98.3%に達しており、令和5年度末の全国平均81.4%、沖縄県平均72.2%（令和6年8月22日国土交通省発表）よりも高い水準となっている。

しかしながら、本市が所有している下水道施設は、昭和40年に事業が開始され、昭和53年前後に整備したものが多く、法定耐用年数を順次超えることから、今後、管渠老朽化率が増加することに伴い、施設の更新に係る費用が増大することが見込

まれる。さらに、近年多発する局地的な大雨や短時間豪雨による浸水被害の対策等、取り組まなければならない課題は多岐にわたることが思料される。

そのような中、浸水被害軽減を図るため整備していた首里石嶺町雨水調整池が令和7年3月末に工事が完成し供用開始され、また令和6年度から内水浸水想定区域図作成及び雨水管理総合計画策定等に着手しており、着実に課題に取り組んでいることを評価するものである。

下水道事業は、市民の安全・安心な生活や社会活動を支える重要なインフラであり、健全で持続的な事業経営が求められる。厳しい状況においても持続可能な下水道サービスの提供を続けるため、「那覇市下水道ストックマネジメント計画（第2期）」及び「那覇市下水道事業経営戦略」に基づく施策、取り組みを着実に推進し、引き続き効率的な事業運営、経営基盤の強化に努められたい。

---

---

## 公 告

---

---

那霸市公告第572号

令和7年10月21日

掲示済

### 公告の訂正について

令和7年9月25日付け那霸市公告第524号にて公告した漂流物等の保管について、次のように訂正があるので公告する。

那霸市長 知念 覚

#### 一 訂正事項

##### 1 公告

#### 二 訂正する項目

##### 1 公告

訂正箇所	訂正の内容	
	訂正前	訂正後
本文 1行中	那霸海上保安本部	第十一管区海上保安本部那霸海上保安部

那覇市公告第573号  
令和7年10月21日  
掲示済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号  
令和7年10月7日 第R5-02-02号  
那覇市指令ま建指第41-R5-02-02号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
那覇市字古島2番1、2番7、浦添市内間二丁目694番
- 3 公共施設  
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号  
株式会社日商エヌシステム 代表取締役 浅井 悅裕
- 5 検査済証番号  
令和7年10月21日 那ま建指第165号(工事完了)  
令和7年10月21日 那ま建指第166号(公共施設工事完了)
- 6 工事完了年月日  
令和7年10月9日

那覇市公告第596号  
令和7年11月4日令和8年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加資格  
審査申請（追加申請）について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2の規定により、令和8年度の那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法について次のように定めた。

那覇市長 知念 覚

## 1 入札参加資格審査申請の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。（ただし、被保佐人、被補助人又は未成年者にあって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 清掃業務にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に定める県知事の登録を受けていること。
- (3) 警備業務にあっては、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に定める公安委員会の認定を受けていること。
- (4) 令和7年11月1日において、清掃業務又は警備業務の営業実績が2年以上あること。
- (5) 沖縄県内に本店があること。
- (6) 本市内に本店、支店及び営業所（以下これらを「営業所等」という。）のいずれかがあること。この場合において、営業所等の要件は、「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準」（平成23年12月5日総務部長決裁）に定めるところによる。
- (7) 従業員数（清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数）が5人以上であること。
- (8) 本市の市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。ただし、新型コロナウィルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている場合は、徴収の猶予をうけていること。
- (9) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (10) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (11) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (12) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (13) 清掃員又は警備員の制服制度があること。

- 
- (14) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
  - (15) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※「官公需適格組合(以下「組合」という。)」として証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、(4) 及び (7) の要件に代えて、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書を添付すること。

## 2 申請書類（本市様式）の配布

- (1) 配布期間 令和7年11月1日（土）～令和7年11月28日（金）
- (2) 配布方法 本市ホームページからダウンロード

## 3 申請方法

- (1) 申請方法 「郵送」による

※ 郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）

- (2) 受付期間 令和7年11月14日（金）～令和7年11月28日（金）  
(11月28日消印有効)

- (3) 送付先・問い合わせ先

〒900-8585

沖縄県那覇市泉崎1-1-1

那覇市役所総務部管財課 庁舎管理グループ

電話番号 098-862-9904（直通）

## 4 入札参加資格の有効期間

令和8年3月1日～令和9年2月末日まで（1年間）

## 上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第20号  
令和7年10月16日  
掲示済

### 那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき告示する。

那霸市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

### 那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者新規指定

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者 指定年月日
558	株式会社 MIZUSAPO	広島市中区鶴見町8番57号 4F	中村 信幸 令和7年10月15日

那覇市上下水道局告示第21号  
令和7年10月20日  
掲示済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

## 那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者（指定の更新）

指定番号	業者名	住所	代表者名
1	合資会社大進工業	那霸市泊一丁目24番地14	宣野座 砂子
2	株式会社 明光電気	那霸市壺川一丁目12番地3	仲村 彰
3	株式会社永山組	那霸市港町二丁目14番7号	阪井 邦雄
4	三栄工業株式会社	那霸市港町三丁目2番8号	福田 郁絵
7	株式会社共立技研	那霸市松島二丁目 1番地31号	源河 武司
8	桐和空調設備株式会社	那霸市曙一丁目8番1号	新垣 光博
11	株式会社 呉設備工業	那霸市首里石嶺町3丁目 296番地7	呉屋 收永
12	株式会社金吉設備工業	那霸市田原四丁目5番2号	喜屋武 護
14	有限会社コマツ設備	那霸市与儀一丁目 14番12号	新里 尚志
17	ヤシマ工業株式会社	那霸市久米二丁目 16番25号	仲田 一郎
18	株式会社三星建設	豊見城市字上田 536番地21	瀬長 誠
19	合資会社第一設備	那霸市与儀二丁目 12番25号	武村 健
21	株式会社和高建設工業	那霸市田原四丁目5番2号	喜屋武 護
23	株式会社太閣建設	那霸市おもろまち四丁目 20番16号	浦崎 家三
25	有限会社三工興業設備	那霸市長田一丁目4番8号	立津 誠

26	南西空調設備株式会社	那霸市銘苅一丁目 10番 12号	久高 将泰
28	株式会社中央設備	那霸市古波蔵一丁目 32番 7号	知念 道生
29	株式会社東洋設備	那霸市字天久 1122番地	仲座 正
30	國和設備工業株式会社	那霸市久茂地三丁目 21番 1号	高里 盛春
33	尚平工業株式会社	那霸市具志三丁目 17番地 7	平良 明子
34	泉水設備株式会社	那霸市識名三丁目 22番 12号	新城 雅人
36	沖縄パナソニック特機 株式会社	那霸市西二丁目 15番 1号	玉山 憲是
38	株式会社沖縄工業	那霸市字真地 197番地 7号	棚原 博
42	株式会社オカノ	那霸市安謝一丁目 23番 8号	平良 和彦
45	有限会社三崎工業	那霸市首里大名町一丁目 161番地 1	知念 秀明
46	沖縄水質改良株式会社	那霸市首里石嶺町三丁目 8番地 1	天願 智一
49	有限会社田端設備工業	島尻郡 与那原町上与那原 408番地 2	田端 智
51	株式会社新共電気工業	那霸市字国場 1183番地 8	新垣 勇誠
55	有限会社 あおい設備工業	那霸市首里石嶺町四丁目 418 番地 20	津霸 馨
56	有限会社環設備工業	那霸市壺屋二丁目 14番 32号-5	久保田 光明
58	有限会社丸宮産業	那霸市古波蔵一丁目 29番 39号	宮城 久季
60	石橋工業株式会社	那霸市字松川 600番地	長浜 隆夫

62	有限会社春水工業	浦添市前田一丁目 22 番 2 号	川上 浩司
65	久建工業株式会社	那霸市小禄二丁目 6 番地 11	久米 清博
66	技研工業株式会社	那霸市曙三丁目 4 番 6 号	國仲 昌典
70	琉穂建設工業株式会社	那霸市字国場 907 番地	由浅 太
71	有限会社琉設	那霸市字国場 410 番地 1	山川 和男
75	有限会社當間設備	那霸市小禄五丁目 15 番地 13	當間 太郎
77	株式会社栄建	那霸市字仲井真 243 番地 4	宮城 栄吉
83	マルヰ産業株式会社	那霸市曙二丁目 25 番 24 号	吉田 勇
86	株式会社東邦	那霸市港町二丁目 16 番 7 号	照喜名 智
87	那霸市管工事協同組合	那霸市西三丁目 4 番 5 号	仲田 一郎
91	沖縄ガスリビング 株式会社	那霸市西三丁目 13 番 2 号	諸喜田 浩
94	株式会社大協開発	糸満市字潮平 348 番地 1	大屋 聰
95	有限会社広設備工業	豊見城市字真玉橋 228 番地	知念 章太
96	南光開発株式会社	那霸市字国場 1185 番地 6	玉城 功佳
100	有限会社正設備興業	糸満市字座波 662 番地	大城 範真
101	有限会社海西工業	南城市佐敷字津波古 356 番地	西平 重則
103	有限会社大皓設備	豊見城市字高嶺 363 番地 1	大城 浩一

104	アクティブ工業 株式会社	浦添市内間五丁目4番7号	比嘉 良仁
105	沖縄環境企画株式会社	那覇市字仲井真107番地	大城 安世
106	株式会社 アサヒプラント	那覇市田原四丁目8番地2	中本 宏
109	有限会社サンユウ設備	中頭郡西原町小那覇131番地	大城 隆
110	有限会社山商	うるま市字豊原556番地1	山下 富一
115	有限会社三誠設備	糸満市西崎町三丁目116番地	玉城 慶彦
117	有限会社 丸栄電気水道工業	浦添市港川一丁目25番1号	砂川 新榮
119	有限会社長嶺工業	糸満市西崎一丁目 22番5ディライト	長嶺 恵江
120	有限会社 サガワ設備工業	浦添市西原3丁目10番11号	砂川 智志
121	大成設備工業株式会社	那覇市首里石嶺町四丁目 44番地6	狩俣 吉信
122	株式会社西崎興業	糸満市西崎一丁目11番5号	金城 和良
124	不二宮工業株式会社	宜野湾市野嵩二丁目2番7号	宮城 剛
125	有限会社山川設備工業	浦添市宮城四丁目18番20号	玉城 正英
127	株式会社丸和産業	国頭郡今帰仁村字玉城 623番地	當間 健太
130	有限会社ヤマウチ設備	宜野湾市普天間二丁目 39番3号	山内 美保子
133	有限会社 あいち設備工業	宜野湾市愛知二丁目 4番20-103号1F	喜屋武 信彦
138	有限会社日向工業	那覇市首里大名町一丁目 346番地	宜野座 清徳

143	有限会社大盛設備	浦添市前田二丁目 19番11号	大城 盛和
148	有限会社伊敷興業	糸満市字小波藏114番地1	伊敷 美智代
150	株式会社 中島工業	宜野湾市伊佐三丁目4番5号	肆手盛 準
152	株式会社大設	宜野湾市伊佐三丁目 18番3号	大兼久 健
154	有限会社真栄工業	中頭郡北谷町字吉原 271番地1	真栄城 兼宜
157	金田設備	那霸市小禄5丁目4番地35	金田 宗樹
163	新栄設備工業	那霸市字上間556番地1	栗山 勝好
164	株式会社秀建工業	島尻郡南風原町宮平 342番地4	崎濱 秀昭
165	有限会社仲吉電設	糸満市西崎町五丁目 5番13号	仲吉 直也
475	清水管工	那霸市首里儀保町4丁目 16番地2	清水 公明
476	島電水	名護市字伊差川1094番地	島 勝正
477	宮本工務店	宜野湾市普天間2丁目 1番20-1号	宮本 豪
478	有限会社まるや開発	八重瀬町字東風平 794番地1	仲本 政功
480	株式会社東都企画	那霸市壺屋二丁目 14番32号-3	安里 豊
482	株式会社与那嶺設備	島尻郡南風原町字宮城 424番地3	與那嶺 勇

